

監獄協會雜誌

第 八 號
第 貳 拾 六 卷

明治二十一年五月國刊會月一回二十日發行

八月二十四日發行

監獄協會雜誌第二十六卷第八號目次

○論 說 (二頁)	○保 護 (七一頁)
○在監人の懲罰に就て	○寺永慈惠院の状況
○結社若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論(承第二十六卷第六號) 佛國法學博士 原 夫次郎	○保護會の合併
○民間經濟と犯罪統計 法學士 廣中佐兵衛	○埼玉縣下に於ける免囚保護事業の近況
○講 演 (二七頁)	○彙 報 (七七頁)
○竊盜の累犯者に就て 寺田文學士	○潜伏して再逃走を企つ
○難 纂 (四三頁)	○便所を破壊して逃走す
○合衆國イリノイズ州立監獄委員會及其獄舎の設計	○親族に見棄られ縊死す
○酒精と犯罪 法學士 辻 敬助譯	○之も悲觀の極縊死す
○統 計 (五八頁)	○懺悔して自殺す
○説 林 (六四頁)	○腦震盪を起して死す
○精神感動と腸の運動	○被告法廷にて傍聽人に刺さる
○ヒステリーの刑事責任	○入監するや否や自殺す
○ハンネンホルグ犯罪者殊に放火者の心理補遺	○犯罪學協會の成立
○寄 書 (六六頁)	○司法部監獄公文
○婦女の犯罪と虚榮心に就て 岡山 藤 井 檀 窓	○叙 任 (八八頁)
○監獄學の答案 高坂 堅 造	○會 報 (八九頁)
		○監獄官練習所修業證書授與式
		○本會の贈與
		○新刊紹介

監獄協會雜誌第貳拾六卷第八號

論

論 說

在監人の懲罰に就て

在監人の犯行に科する懲役の寛嚴か遇囚上至大の關係あるは言を俟たず而して又懲罰の多少か監獄紀律の弛張に關係することも明かなる事實たり固より懲罰の多少寛嚴を以て直に其監獄紀律遇囚の適否を速斷すること能はずと雖も特別なる事情の存在せざる限りは大體に於て之を以て遇囚紀律の状態を卜するの一端とするに足るものとして誤りなかるべきか今明治四十四年の監獄統計年報を閲するに

(一)

監獄名

懲罰件數

東京

四〇二

入監人員(總人員ヲ加)
ニ對スル百分比例

二、五九

市谷 巢鴨 橫濱 浦和 前橋 千葉 水戸 宇都宮 甲府 長野 小菅 安濃津 名古屋 静岡

一四〇
三、九六〇
一、三七七
七〇一
六〇〇
六八四
一、一二〇
四〇七
一、四五一
九一〇
一、三四五
八四一
六九六
一、二八七

四、八三
三、二〇八
一、三一〇
一、一五九
一〇、八四
一、三四八
二、五三〇
九、九〇
三、四八九
一、五二九
五、九七〇
一、九四
七、八四
二、三〇三

膳所 岐阜 新潟 福井 金澤 富山 宮城 福島 盛岡 青森 山形 秋田 京都 大阪

六七五
六一八
八三一
一七一
四一八
三五五
六七六
二、〇一五
六九九
四、〇五四
一、〇二八
九一五
九三六
一、三一七

一七、八七
二四、七四
一五、三七
一一、二四
一五、五五
一八、一〇
一一、六三
二五、九五
三〇、〇〇
五四、〇〇
〇、一八
二、三四〇
一〇、二七
一四、六七

堀川	三六七	三、五四
奈良	一、二〇八	〇、四六
和歌山	六五七	一五、二〇
神戸	一、七〇〇	九、九七
岡山	六一七	九、五四
廣島	一、〇一二	一、二、三八
山口	一、二二九	〇、一五
鳥取	一九二	九、〇〇
松江	四一五	一五、四三
徳島	一、〇七七	二〇、六九
高知	六八〇	二、二、七〇
松山	三八七	七、三六
高松	七、一五	二、一、一八
長崎	八八六	八、七〇

福岡	六、三〇七	三三、三〇
大分	五二八	一三、四一
佐賀	四八一	一六、三〇
熊本	五二四	一一、三六
宮崎	四〇九	二六、八八
鹿兒島	三八四	一一、九八
三池	二、四四七	四、一二五
函館	三九四	一一、一〇
札幌	一、〇五三	九、六三
樺戸	七、一六	三〇、〇〇
網走	二、八七	二、二、二二
十勝	七、四八	三、一、一八

何んぞ夫れ懸隔の甚しきや小菅三池樺戸(元集)東京堀川(圭)として(刑事被)市谷福岡
安濃津秋田甲府(當時新)の如き特別なる事情あるものは之を措き其他の各監獄に

就て之を見るに其最も多數なるものは青森の五四〇〇を筆頭に巢鴨の三二〇八十勝の三一、一八とし又其最も少數なるものを舉ぐれば山口の〇、一五奈良の〇、四六山形の〇、一八等と爲す彼此對照し來らは何人も其懸隔の甚しきに喫驚するならん殊に青森の如きは餘りに突飛にして其計數に誤謬あるに非ざるかを疑はしむるものあり今假りに是等兩極端を除外し其中間に位する各監獄に就て之を謂ふも尙一に對する三十までの差異あるに非ずや惟ふに其少數なりしもの果して事實少數なりしか又其多數なりしもの果して適當なる紀律の產出せしものなりしか吾人の疑問とする所茲にあり

吾人曾て某監獄に於て懲罰人員の極めて寡少なるを見試に之を問へば即ち曰はく事實違犯者の少數なりしなりと其答は甚た簡單明瞭なり然れども怪訝の念は尙決して消散せず更に進んで深く之を探究すれば果して其實を得たり違犯者少きにあらざるなり違犯者として申告せられし者にして如何なる事情之れ有しか不問に附せられたるもの數回ありしに因り戒護者は之に多少の不平を抱き寧ろ申告せざるの優れるに若すこそせしなりと又曾て某監獄に於て同しく懲罰人員の

極めて寡少なりし事あり之を調査するも其實を得ず愈追究すれば其違犯人員の少數なりしも道理なり戒護者申告の煩を避けて私に腕力的速決處分の便法を用ひつゝあるの事實を發見したることありたり蓋し嚴密なる監獄紀律を持して放縱怠惰なる受刑者に臨むに於て多くの違犯者を出すに至るは必然の勢なり懲罰人員の寡少なる所斯る弊害の生し易きこと往々見る所の事實ならずや

之に反して又某監獄に於て典獄部下に命令して曰はく苟も違令犯行を認めて之を看過するか如きことあれば曠職の甚しきものたり近來犯行の申告漸次減少の勢あり事實違犯者の少數なりしとせは則ち止む違犯者を認めて申告を懈怠するものあれば嚴に處罰すへし違犯者之れ有るも之を覺知し得ざるもの亦同一たるへしと嚴命一下して違犯者頗る増加したり甚しきは故意に犯則の機會を與へ後之を檢舉して得々たる者あるを見たり寔に浩歎に堪へざるなり

叙上の事實は固より二三の事例に過ぎすと雖ども仔細に點檢すれば獨り某々監獄に止まらず此に類するもの或は各地に之れ有るにあらすや若し果して之れ有りとせば兩者何れも行刑の旨義と相距ること遠し監督の任に在るもの豈深く注

意する所無かる可けんや
 抑懲罰の第一要義は其處分の確實なるにあり違令犯行あれば必ず摘發せられ且
 其審理明確にして其執行嚴正ならんか茲に於てか始て懲罰は無限の威力を有し
 違犯者を威嚇し得ると與に之を心服せしむるを得へし科罰の分量如何の如きは
 其効果よりすれば固より之を第二第三に置きて可なり今一般の犯罪に就て之を
 見るも刑罰の効果は常に監獄行刑の良否のみに因るものと謂ふを得ず警察機關
 の整頓と宣告機關の完整とに關係する所頗る多し若し夫れ宣告執行の兩機關に
 於て缺くる所無しと雖とも警察機關にして不完不備ならんか犯罪者は常に逮捕
 を免れて所在に出没し白晝犯罪者の横行するを見るに至らん行刑上の違犯者と
 雖とも何を以て之に異なるものあらんか戒護者申告の煩を壓ふて之を默過し即
 ち時として檢舉し時として檢舉せず從て處罰公正ならずとせば懲罰は既に業に
 其威力の半を失墜せるものと謂ふへし況んや彼の權に腕力の速決處分を加ふる
 か如きもの之れ有るに於てをや偶四十四年監獄統計を閲し所感を記して監獄實
 務家の省察を乞ふ

結社若くは集合的犯罪の傾向に對する

刑事政策論

(承第二十六卷
第六六號)

佛國法學博士 原 夫次郎

第二議題 少くも從犯に對し一般加重情狀ありと爲し其本刑を加重す可きを適當とす可きや

予輩は先づ本議題の冒頭に於て此觀念も亦毫も新題目にあらざること注意せんとす從來多くの立法例は犯罪主働者の集合若くは複數の状態を以て刑罰加重の原因と看做さるるなく現に一千八十年の佛國刑法すら官吏の職務執行妨害罪、浮浪罪、姦淫罪、強姦罪等皆其多數共犯者を刑罰加重の情狀と看做したればなり故に今本議題を講究するに當りてや唯單に業已に現行の諸國立法例に於て認められ且つ實施せられたる所の多數共犯者に對する刑罰加重の原則を敷衍し擴張するを適當なりとす可きや否やを知るに在るのみ

吾人は犯罪の結社若くは集合的團體の構成に向つて一般加重情狀ありと思考し

能ふと同時に此觀念は恐らくは世人をして満足せしむるに價せんか然り現今に至るまで犯罪主働者の多數なるか爲め或る種の犯罪に對して十分其刑罰を加重したるを觀る是れ現に彼等の集合したる力量を實地犯行に施用したるか故に此等の犯人を打撃するに單獨犯人に課するよりはより重き刑罰を以てすることに洵に社會に有益にして且つ正當なるか爲めならずんはあらずと雖も今將さに論議せんとする多數罪惡者の間に構成せられたる和合一致の状態は未だ右の如く犯罪實行に至らず而も均しく加重情狀ありと辯疏するは其狀態常に繼續的にして又常に危険性のものたり一朝犯罪實行に着手せんか其害や實に測知す可からざるものあればなりと云ふに在り然れども人若し此補助的觀念を棄て唯單に罪惡者の罪惡的凝集力の狀態のみに留意せば此刑罰加重の觀念と本議題との間に自ら超越す可からざる支障と難問の介在するものなき能はず

先づ此刑罰加重の一般的敷衍の觀念は夫の理論上單獨に遂行し得ざる犯罪若くは必要的多數共犯者を想像し得可き犯罪に在りては正しく適用す可からざること

に屬す故に此等の犯罪者に對しては法律は其課す可き刑罰を豫め重く制定す

可きか故に實際之か量定を爲すに當りてや再び同一理由に依り其刑を加重し得ざること洵に其所なりとす即ち夫の兇徒嘯集罪の如きは其本質に於て同時に多數兇徒を招致して行ふ所の犯罪なれば此多數兇徒を處罰するに當りてや先づ其本來の兇徒嘯集罪の豫定刑を量定し更らに一般加重情狀法の運用に依り其刑を加重するか如きは洵に不條理の事たるを免れず

之れと同しく夫の罪惡者の結社の若くは集合的團體其ものを以て犯罪と爲し一旦其多數團體員を處罰するに其豫定刑を以てしたる以上は法律は更らに之れに加ふるに一般加重情狀の口述の下に其刑を加重することを得ざるは殆んど自明の理たり

而して此種の犯罪は各國立法例に於て其類例乏しきことを信するを要せず例へは國事に關する陰謀罪の徒黨の私に武装する罪、私に戰爭を爲す罪、官吏に對する賄賂授受罪、同盟罷工罪、姦通罪等の如き其主なるものとす故に犯罪に加擔したる者の多數なるか爲め加重情狀ありとして其多數者に一般加重の刑を課せんとする法律規定を設けんと欲せば宜しく右例示したるか如き特別の場合あること

に留意し須らく右の如き必要的多數主働者の犯罪を除外せざる可からざるを信す

又縦合如此必要的多數共犯の犯罪にあらずして單獨に犯すことを得可き犯罪を二人以上の者に依りて共犯せられたる場合と雖も常に之れに課するに本刑の外に一般的加重情狀を附加せしむ可きものなることを概論す可からざるに似たり何となれば此種の多數犯罪者を一般に且つ均等に嚴罰せざる可からすと爲す正當の理由は却て吾人の念頭に群集したる類例の爲めに非議せられんとす即ち夫の過失殺傷の刑を加重するの利益ありや否や(?)何となれば其災害は建築業者と土工請負業者との兩名の過失に因りて生したるものなればなり若し又其過失か自働車の運轉手と被害者との兩名共通の場合なりせば如何に之れを解決す可きや(?)何故に姦淫に因る風俗壞亂罪の刑を加重す可きや(?)何となれば此種の犯罪實行は所謂單獨犯にあらずして男女兩名共同し公けの場所に於て犯されたるものなればなり然れども淫行の犯行は道德上他の單獨犯よりは甚た重大なるは勿論なり又何故に秘密漏洩罪、幼者遺棄罪並に從犯若しくは教唆罪等の刑を加重す可

きや(?)要するに刑法典に於て刑の一般加重原因を設定する前豫め或る類似の定則模範を有し能ふ可き不慮の反響あることを能く注意せざる可からず

故に予輩をして從來特別なる加重情狀の殆んど慣習的特質を犯罪者の複數の狀勢に保存することに就て須らく慎重ならざる可からざることに想到せしむ然り而して此等の慎重なる限界を保持しつゝ今予輩が最も穩健なる修正を爲さんと欲する所のものは現に大なる進歩を呈するものたることを信す而して予輩は先きに總ての新理論中に若干の眞理を包含することを明言せしか人若し徒らに其新理論の奇を誇張せさりせば矢張り此等の眞理を拒否することを爲さざる可く即ち或る種の犯罪に就て其主働者の複數は最も嚴重なる刑罰を課せらる可き正當の原因あることを認可せざる可からず

如此先づ吾人は集合の情勢か特別なる刑罰加重情狀を成立せしむる所の場合を複雑ならしめ能ふ例へは我佛國刑事立法に於て毆打創傷罪は縦令多數者に依りて犯されたる時と雖も其刑は爲めに一般加重の適用を受くることなく之れを單獨に犯されたる場合と同一に其創傷に輕重の標準するか如し然りと雖も其犯罪

者の複數の情狀は恰も豫謀の如く其傷害の輕重よりはより以上に實際上刑の量定に參考せらるゝか如し固より刑法典は刑の長短兩期を設けたる豫定刑を定むるか故に事の實際に在りては裁判官は被害者を傷害したる多數集合の犯罪者に際會しては其豫定刑の範圍内に於て最も嚴重に所罰するを常とす之れと同一く裁判所は法律に於て單純竊盜罪若しくは欺詐罪に就て何等特段なる刑罰加重規定を設けずと雖も拘摸若しくは詐欺を犯す爲めに團結したる犯罪人たることを認識したる場合に於ては常に其犯人を嚴罰するを觀る然れども此等は總て實際上の利益より抽出したる便宜の處置なることを顧みなは予輩は寧ろ此刑罰加重情狀を法規に則る適法のものたらしむるの勝れるに若かさるを信す

加之若し犯人の集合狀態に就て刑の加重情狀を認可するときは法律は常に其集合狀態の協力か實際犯罪實行行爲に加擔せられ其犯罪實行行爲と併發することゝを要求し之を加重情狀の要件と爲す可けん換言せば刑の加重情狀を實現ならしむる爲めには犯罪か多數共犯者に依りて遂行せられたることを要す可く夫の一人の正犯者ありて之れに多くの豫備の行爲を以て幫助したる從犯者か附隨する

のみにては未だ不十分なりとす是れ少くも佛國判例の採る所の學說にして此判例は之れを是認するに價す可きか蓋し夫の罪惡者の單純なる結社的若しくは集團體か社會の安寧秩序に危害を影響する程度は現實に多數犯罪者か犯罪の場所に出現して罪惡を逞ふするよりも寧ろ尠少なる可ければなり法律は多數群を爲して各所を徘徊する所の剽竊者若しくは浮浪者か大舉して強暴を敢行するに最も容易に之れを受けたる者の防禦に最も困難なる可きを想像すれども此觀念は餘りに狹隘に失するの感なき能はされは宜しく總て犯罪の集合若しくは結社の協力の場合に之れを擴充するを得可けん

故に予輩は盜犯者か其剽竊の當時多數糾合して其場所に出現したる時其盜犯の刑を加重す可きは勿論縱合盜犯者か單獨に剽竊を實行したる場合と雖も他に之れを誘導指示したる從犯若しくは教唆者の多數か伏在するあらんか須らく此等共犯者の刑を加重す可きことを賛同するに躊躇せざるなり例へば夫の剽竊者の徒黨は豫め其擔當を定め或る者は事前適當なる剽竊の場所を捜査して之れを剽竊者に指示するや其指示を受けたる剽竊者は現實に之れを動作し其動作に際して

や或る者は其動作を容易ならしむる爲め或は梯子を貸與し或は合鍵を供給するあり又或る者は豫め自動車を用意して其犯罪實行の後、犯者の逃遁を容易ならしむる爲めに備ふるあれば或る者は其剽竊に依りて獲たる贖物を寄藏し若くは故買するの任に當るあれば其剽竊實行の當時單獨にて之れを行ふたりとするも是れ法律に於て正に嚴罰を要す可き右例示の如き結社の若くは集合的團體の一員か他の團體員と共通して爲したる犯行たることを發見せらる可し

如上第一並に第二の各議題に就き予輩が論議したる所のものを綜合して之れを要約結論せば左の如し

第一 一般に犯罪の目的下に構成したる多數者の結合行爲若くは單純なる從犯行爲に對しては法律に於て特別の犯罪を創設するを要せず

第二 特に危険性ある犯人の結社若くは連合團體に就ては之を所罰するを要することを法律に於て定む可し而して之れが規定に際しては能く其罪惡者の結社連合の現在の構成に鑑み彼等の將來を制馭せんか爲め勉めて擴汎なる法條の辭句を求むるを要す

第三 一般加重情狀に於ける從犯を創設せんことは希望せざる可く又殆んど不可能たらずとせず

第四 犯罪主動者の複數より結果する所の特別の加重情狀を右第二の新犯罪に擴充す可きは蓋し正當のことならん

第五 此結果より生ぜしめたる加重情狀は一般の法則に於て單に多數共犯者の協力に就てのみならず尙ほ單純なる一般正犯者と從犯者の犯罪的協力の集合の結果なり

以上譯述したる所のものを以て大略「ガルソン」教授の所論を紹介し了りたりと信す依て以下之れが論評を試み序次予の所見を披瀝せんとす(未完)

民間經濟と犯罪統計

法學士 廣中佐兵衛

人類の生存及共同生活に於ける多くの現象は直接若くは間接に犯罪件數の多少増減の支配し就中民衆か日常の勤勞に依て其の一身一家を支持すへき經濟的關係の如何は刑事統計上吾人の関却すへからざる所たり抑も自己の生存を計らんとする經濟的慾望、優勝有利なる地步を占得せんとする對世的慾望並に性慾を満足し又種族を保存せんとする生理的慾望は由來人類の天性にして法律は他人の利權の尊重せずして尙ほ且つ此の慾望の満足せんとする者に對し刑罰なる制裁を一定し以て全人口中若干パーセントの侵襲に備ふへき城壁と爲せり其社會全體に對すると將た人民の或る一部若くは一階級に對することを問はず犯罪の驚くへき大數を見るは刑法大家リスト氏の所謂社會病理學的現象にして近時幼少年犯罪者の激增及風俗壞亂罪の頻發は即ち之か實例たらずんばあらず

茲に吾人の注意を喚起するものは或種の犯罪の急激なる増減にして其の計數の

昇降動搖の由て來るへき原因に溯りて之を研究するは實に興味深き題目なりとす彼の社會衆庶の生活狀態に於ける諸般の變遷は人民の一部をして其の生存の地步を失はしめ就中肉體的精神的並に道德的劣弱者を驅て悉く罪惡の濠中に投せしむ就業不能、賃銀低下、同盟休業、雇傭解罷、物價騰貴、收穫不足、寒季亘久、政變及恐慌は凡て刑事統計の上に一大變調を齎らすへき原因たり然れども斯の如きは必ずしも犯罪の激增を來たさずして之か補償作用として其の減少又は不易を示すことなきに非ず普魯西王國は千九百五年以來物價騰貴の甚たしきに拘はらず犯罪人數は常に増加の趨勢を呈せずして寧ろ減少の傾向を示せるは勞働賃銀の騰貴に歸すへき補償作用と謂はざるを得ず抑も穀物の凶作は次年に至りて麵麩の騰貴を招き從て之に伴ふへき生計の困難を免れざるか如しと雖も一面前年の備荒儲蓄は凶作の不足を補ふて餘りなしとせざるへく或は世界市場の穀物は却て價格の低廉を示す事あるへく或は冬季の温暖且つ短期なるは休業若くは失業の憂なからしむると同時に薪炭の使用を節約するを得へくして經濟上の補償作用か能く凶作の影響を緩和したること古來其例に乏からず如上自然的若くは社會

的現象の反應殊に顯然たるは竊盜、委托物費消等一時の急を救はんとする犯罪の増減にして詐欺取財は之か爲めに甚たしき統計上の波動を見ることなく浮浪的乞食の如きは多く經濟的關係の外に立つを常例とす而して此等の所爲は犯罪の多數を占むるを以て一國の刑事統計は財産犯の増減に依て其の水準を破ること稀なりとせず

伊國刑事學者フエーリの論するか如く一國の犯罪は化學上の溶解に於ける飽和と同しく犯罪傾向者の人數、及自然的並に社會的原因の如何に依て常に其平均數を維持すべくして米麥の凶作、冬季の寒烈及亘久、經濟界の恐慌等に依て財産犯の激増を示すと共に一面米麥葡萄の豊作、夏季の酷暑等に依て身體犯風俗壞亂罪を含むの激増を見るか如く水準の浮沈は一に此等原因の支配する所たり特に身體犯の夏季に多く財産犯の冬季に少からざるは氣候地理、並に物理上の關係に因らすんはあらず如上犯罪は竊盜に於ける贓物寄藏、故買牙保、又傷害に於ける官吏抗拒等附帶犯を續出し其の統計として本犯の幾%を算すへし續て社會的原因に就て之を見るも戰爭、革命、内亂、政變等は秩序の紊亂に伴ふて犯罪統計の最高潮を呈

せしむへく之と同時に各人の警戒は鼠賊の乘すへき間隙を留めざるを以て或種の盜罪は幾分の減少を見るに至るへし即ち知る一國の犯罪件數は其の最高極限に達すれば更に降下して増減浮沈の間に一定の水準を維持すへきものたるを犯罪及刑罰は人類の社會的生活に於ける兩元にして又時代を代表する政治、宗教並に文明の副産物たり古來刑罰か公私の制度として長日月の沿革を有すると同じく犯罪も亦其種類、目的、及方法、即ち其の形式並に實質に於て幾多の變遷を経たり昔日中歐ライン河畔を横行したるガッセル群團の如き古來其類を見ざる一賊盜軍たり近時國家及政治組織の一變、人口の繁殖及都會集中、産業上及勞働界の革命並に保安警察の完備は凡て犯罪の情形を一變すへき新紀元たらずんばあらず要するに現代の刑事統計に一大異彩を添へたるは一に社會的並に經濟的變遷の然らしむる所にして彼の充溢せる人口を養ふに足るへき食物の多少と之を得せしむへき職業の有無は即ち犯罪の増減を支配する最大原因なりと謂ふへし

普魯西王國に於ける過去五十年間の刑事統計は犯罪件數か常に一定の水準を維持し而かも偶々戰爭凶作、恐慌等諸原因の爲めに其の水準を超えて激増し又之か

反動として急降若くは徐下の勢を以て減少するの形跡を示せり統計家スタルケは千八百五十四年より千八百七十九年に至る犯罪の増減を調査して一七〇、一六三、一五〇、一八八、二〇〇、一九八、一九〇、一九三、一八九、一九七、一九四、一八二、一九〇、一七二、一六一、一七五、一七六、二二七、一九八、一九五、一七二、一七六、一五九、一五〇、一四一と爲し數字上水準の大小波動を示せり該統計表は犯罪の増減と小麥、裸麥、及馬鈴薯の騰落を圖解したるを以て一目の下に物價の暴騰を示したる年に次て犯罪の激増を見るべき年の來るを知らしむ即ち千八百五十六年に至りて犯罪數の最高頂に達せるは之に先んして連年凶作の繼續せるを想起せしめ又千八百六十七年の犯罪激増は前年の物價騰貴に基因し千八百七十一年以後數年間の件數遞加は戰死軍人遺族の困窮、恐慌及經濟界の變動に原由せり降て千八百八十二年の恐慌も亦同様の結果を呈し千八百九十年より千八百九十四年に至る五年間の凶作は食物の騰貴と共に竊盜其他の犯罪に於て約一〇%を増加し就中初犯者は約七%の増加を示せり而して千九百一、二年の犯罪人増加は其の原因として凶作に比して恐慌の影響寧ろ其の多きに居り五十九萬三千人の平準より六十二萬七千人の

大數に一躍せり依て以て麥價の高低と經濟社會の順逆とは相待て犯罪増減の二大原因たるを知るへし

庶民の食物として麥に次くへき主要物は馬鈴薯にしてスタルケは前顯犯罪統計表中に其の價格の高低變動を數示し目下人口充溢せる普國に於て馬鈴薯の國民生活に必要缺くへからざるものたるを明にせり千八百九十六年より千九百五年に至る十年間馬鈴薯の收穫は四千八百萬噸より三千二百萬噸に減少し其の價格は一噸に付千九百一年の三十五馬克より千九百五年の四十三馬克に暴騰せり以て馬鈴薯が犯罪の増減に及はずべき影響の如何に大なるやを看取すへし

個人間の生存競争、勞働賃銀に關する紛争、大企業家の勢力減縮、職業の衰微、就職の困難、冬季に於ける生業の絶無、並に冬季の寒烈及亘久、即ち經濟界の不振及個人生活の困難が犯罪就中竊盜犯の増減を支配する既に斯の如きものあるに反して經濟界の好況と金錢を得るの容易なるとは茲に亦奢侈の弊害、賣笑の醜風及射倖心の勃興を誘致せずんはあらず賭博は即ち民間の豊富に伴ふべき社會的傳染病にして千九百五年以來普國の刑事統計は千百人の平準を破りて千八百人臺に一躍

せり蓋し寸勞を拂はずして輕易に千金を擲得するは當に世の狡猾者流の欲する所なるに止まらずして平素若實勤勉を以て聞ゆる良民の心機を轉せしむべき一大誘惑たるへし近年斯種の犯罪熱が社會の上層を侵襲して一國の美風を汚損せるは以て難時窮境に隨伴すへき所謂マッセンクリミナリテートの殊に國民の下層に彌蔓して而かも這般の弊害少きと大に其の趣を異にするを證すへし

經濟と犯罪との因果關係を精確に研究せんと欲せば勢ひ國內に流轉せる浮浪的乞食の頭數を算出して其の悲境に陥りたる原因に論及せざるへからず抑も職業の分離報酬の不足又は異境の出稼は勞働者の多數就中無學文旨の徒輩をして毎に其の居を轉せしめ終に彼等をして同輩の救を求め百方策の盡くるに至りて浮浪民の伍中に投せしむオストワイルド氏は冬を以て浮浪的乞食の最盛季節と爲し其の原因の主として勞働界の不景氣に存するを論せり今其一例を示せば土木建築に干與せる勞働者か他人の憫を乞ふに至るは其の季節及人數として三月より十二月まで春夏秋三季を通して僅に一%に過ぎざるに反して冬季は九%の歩合を示し僕婢及日雇勞働者夏季は殆んど凡て糊口に窮せざるに反して冬季は其

の路傍に立つもの八%を算せり由來斯種の窮民か同胞の救を乞ふに至るは彼等の責に歸すへからざる天候の致す所にして妄に之か罪を問ふは刑事政策上其の當を得たるものに非ず今日の法制か如上窮民の境遇を顧みずして二年間の久しき之を強制勞役に服せしむるか如きは彼の竊盜の罪惡深きものありて而かも之を短期の自由刑に處するの偏輕なるに比して其の寬嚴果して孰れそや

職業紹介所も亦オストワイルドの編成に係はるものと略ほ同様なる統計を發表し諸種の勞働者か其の順境に立ち且つ其の生計宜しきに適せば窮地を脱するを得るに拘はらず往々失業の難境に陥ることあるを慨嘆せり千九百七年度獨逸帝國統計年鑑か八種の職業に就き失業の歩合を四季に別ちて表示せるは採て以て經世家の教訓と爲すに足れり該統計表に據れば失業者の歩合最大なるは理髮師の三〇%乃至四六%、麵麩焼人の二〇%乃至二九%、其の最小なるは仕立職の〇、九%乃至一、五%靴製造人の一%乃至一、八%又冬季の失業歩合の其他の季節に比して極めて多きは土木建築職人の秋季〇、九%冬季一九、一%にして定業を守るの難き推して知るべきなり千九百八年二月發行帝國勞働月報は無教育勞働者の需用

數三萬四千人に對し供給の之を超過する一萬二千人なるに反して家庭下婢の需用數三千六百二十九人に對し之か供給の僅に千四十二人に過ぎざるを示し以て就業の難易を明にせり

講

演

窃盜の累犯者に就て

文學士 寺田精一

演

今日は、累犯といふことに就て、此頃少し調べたことがございますから、それに就てお話し申さうと思ひます尤も累犯と申しましても、私の今日お話し致しますのは男子の竊盜の累犯であります。今更申します迄もなく、犯罪者の中で一番に多數な者は、竊盜であります、殊にこれが累犯の關係に於て最も注意を要す可きものであります、又色々な政策上顧慮すべき所の點が多い様であります。さういふ譯で累犯者と申しますけれども、特に竊盜の累犯者に就てお話し致します。

元來累犯者の研究は、第一其累犯者其者の精神とか若くは身體の方面から研究して行く見方と、それからモウ一つは、さういふ個人的の關係でなしに、社會的の色々な關係からして、累犯に至る様な原因を究めやうといふ、斯ういふ二つの方面があるのであります所でそれ等に就て委しく、お話し出來

表 二 第

計	-51	50-41	40-36	35-31	30-26	25-	年 齡	犯 數
118	1	3	2	5	7	100	再	再
90.7	0.8	2.5	1.6	4.2	5.9	84.7	犯	犯
84	7	6	2	8	13	48	三	三
99.7	8.3	7.1	2.3	9.5	15.4	57.1	犯	犯
287	16	25	37	61	64	81	四	四
97.9	5.5	8.7	12.8	22.3	22.3	28.3	犯以上	犯以上
489	24	34	41	77	84	229	計	計
90.7	4.9	6.9	8.3	15.7	17.1	46.8		

竊盜初犯者と
其犯罪せし時の年齢
調査人員四百七十七名

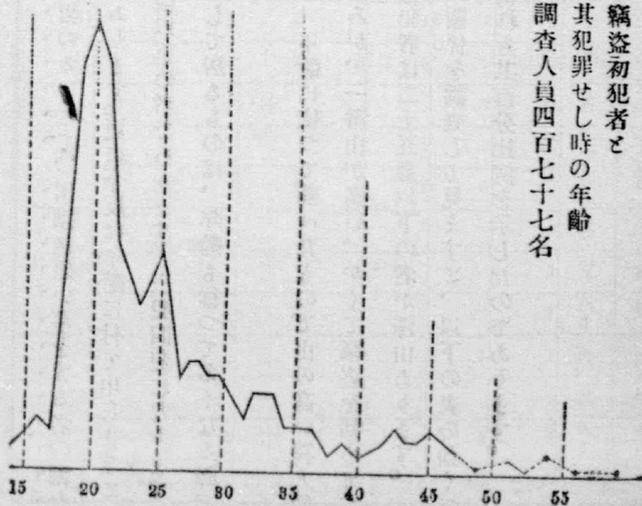


表 一 第

計	-	4-	3-	2-	1-	6-	3-	期 間	犯 數
146	6	6	10	15	39	27	43	再	再
99.7	4.1	4.1	6.8	10.2	23.7	18.4	29.4	犯	犯
107	4	1	5	17	20	18	43	三	三
99.6	3.7	0.9	4.6	15.8	18.6	16.8	39.2	犯	犯
308	14	5	23	32	41	52	141	四	四
99.6	4.5	1.6	7.4	10.3	13.3	16.8	45.7	犯以上	犯以上
561	24	12	38	64	100	97	226	計	計
99.5	4.2	2.1	6.7	11.4	17.8	17.3	40.2		

我々は世間から時々次のやうなことを聞くのであります、監獄へ犯罪者を入れて置いて、それを改心させたり、又犯罪行為を繰返さぬ様にする上に、この位の効果があるかといふ問題であります。言ふ迄もなく監獄を出てから長い間悪い事をしなければ。大變國家の仕合せで出てから程なく悪い事を繰返す様では、大に憂ふ可きことであります。此の第一表に書きました期間といふのは、出獄してから更に犯罪をする迄の期間であります、入獄する迄の期間ではありません。茲にお断はりして置きたいのは、犯罪をする時の行為は、裁判所の調査に據て調べたのでありますから、先づこれが間違ひないものといふ前提を置いて御承知を願ひた

ませぬが、今日のお話は只出獄いたしましたから、更に犯罪行為を繰返す迄の其期間に就て一通りお話しして見やうと思ふのであります。

第三表 (甲)

合計	小計	年齢						年 齡 數	再 犯 期 間
		-51	50-41	40-36	35-31	30-26	25-		
197	40	1			1	3	35	再	—三ヶ月
	35	3	2		1	7	29	三	
	112	6	15	18	31	27	25	四	
84	23		2	1	3		17	再	—六ヶ月
	15	2	1		4	2	6	三	
	46	4	3	3	11	12	13	四	
81	26		1		1	2	22	再	—一ケ年
	13	1	1		1	1	9	三	
	42	2	2	4	11	8	15	四	
64	12			1			11	再	—二ケ年
	14	1	1	1	1	3	7	三	
	38	2	1	6	5	9	15	四	
34	12					1	11	再	—三ケ年
	3				1		2	三	
	19	1	3	3	5	3	4	四	
18	3						3	再	—四ケ年
	2			1			1	三	
	13		1	2	1	2	7	四	
11	2					1	1	再	—四ケ年
	2		1				1	三	
	7	1		1		3	2	四	
合計		489	24	31	41	77	84	229	計

いのであります。

先づこれは第一の調でありまして、斯の如くに犯数を累ぬるに従て、出獄後悪い事をする者の割合が多、悪い事を出獄後早くする割合が増してくるのであります。更に今度は年齢に付て申しますと、再犯の全体の八七、五プロセントといふものが、二十五歳以下の者であります。三犯四犯になりますと、少し減じますが、これは當然なことで、度々悪い事をして居るものは、年齢も従つて多くなる譯であります。

これは初めて竊盜行爲をしたもの即ち竊盜の初犯者を、年齢に依つて調べたもので山の高い程人数は多いのであります。即ち十八歳から二十五歳迄のところが一、番山が高い、かくて竊盜を始めてする者は、二十五歳迄が最も多い、さういふ關係から、再犯者は二十五歳以下の者が澤山あります。次に「出獄後更に犯罪をするまでの期間」と、年齢との關係を調査して見ますと、以下の表の如くであつて、其中甲表は實人員に依つて示し、乙及び丙は何れも其百分比例を示したのであります。

表 三 第
(丙)

計	四ヶ年	四ヶ年	三ヶ年	二ヶ年	一ヶ年	六ヶ月	三ヶ月	期 間		年 齡
								再	犯 數	
100.0	1.0	3.0	11.0	11.0	22.0	17.0	35.0	再	—	25
99.6	2.0	2.0	4.1	14.5	18.7	12.5	45.8	三		
99.7	2.4	8.6	4.9	18.5	18.5	16.0	30.8	四		
99.7	14.2		14.2		28.5		42.8	再		
99.9				23.0	7.7	15.3	53.9	三		30
99.8	4.7	3.1	4.7	14.0	12.5	18.7	42.1	四		
								再		31
100.0			12.5	12.5	12.5	50.0	12.5	三		
99.8		1.6	7.8	7.8	17.1	17.1	48.4	四		35
								再		
								三		36
								再		
99.9	2.7	5.4	8.1	16.2	10.8	8.1	48.6	四		40
								再		
99.7	16.6			16.6	16.6	16.6	33.3	三		41
100.0		4.0	12.0	4.0	8.0	12.0	60.0	四		
								再		50
99.7				14.2	14.2	28.5	42.8	三		
99.9	6.2		6.2	12.5	12.5	25.0	37.5	四		51
								再		

表 三 第
(乙)

計	-51	50-41	40-36	35-31	30-26	25-	年 齡		期 間
							再	犯 數	
100.0	2.5			2.5	7.5	87.5	再	—	三ヶ月
99.8	8.5	5.7		2.6	20.0	62.8	三		
99.7	4.9	12.2	14.7	25.4	22.1	20.4	四		
99.8		8.6	4.3	13.0		73.9	再		
99.8	13.3	6.6		23.6	13.3	40.0	三		六ヶ月
99.7	8.6	6.5	6.5	23.9	26.0	28.2	四		
99.8		3.8		3.8	7.6	84.6	再		一ヶ年
99.6	7.6	7.6		7.6	7.6	69.2	三		
99.4	4.7	4.7	9.5	26.1	19.0	35.7	四		二ヶ年
							再		
99.8	7.1	7.1	7.1	7.1	21.4	50.0	三		三ヶ月
99.6	5.2	2.6	15.7	13.1	23.6	39.4	四		
							再		一ヶ年
							三		
99.9	5.2	15.8	15.8	23.3	15.8	21.0	四		三ヶ月
							再		
							三		四ヶ年
99.6		7.6	15.3	7.6	15.3	53.8	四		
							再		四ヶ月
							三		
99.7	14.2		14.2			42.8	四		一ヶ月
						28.5	再		

順序として年齢のことに就て少しお話しします、今申します通りに累犯をする傾向のある者は、二十五歳以下に最も多いのであります、殊にそれが出獄後三箇月以内に犯罪行為をするといふ場合が甚だ多いのであります、二十五歳以下といふ者は、出獄後最も掛念すべき年齢であります。然らば何せ二十五歳以下が斯の如く出獄後更に悪いことを繰返すのであるか、斯ういふことは大に研究しなければならぬのであります。これは能く申します様に、二十五といふのは厄年と言ひます、これは矢張り理窟のあることで、精神上並に身體上に變化を來す時期であつて、昔からさういふことを経験して來て、厄年といふ様なことを言つたので、女に於ける十九の厄年もこれと同様の關係にあるのであります。此男子の二十五歳前後になりますと、稍々我々の身體が出來上つてくるといふ時期であります、さうなつて來ますと精神上的の發達が餘程今迄よりも優れて來まして自分の境遇といふ様なことを考へる餘地が出來てくるのであります。若い内には自分丈けのことを考へて居つて、自分の周囲のことを考へる餘地がないのであります、二十五歳前後になると最早自分も相當の年輩になつたといふ自覺があります、それに加へて社會上からも相當に待遇されるといふ様なことから、自分といふ者を餘程重く見てくるのであります。併し乍ら二十五歳前後では、まだ社會上の經驗も甚だ少ないから、中々自分の思ふ様にならぬのであります。且つお互ひ我々は自分といふ考が非常に強く存在して居るので、これ

は人間お互が團體を持つた結果、自然の現象でありまして、自分の身體はどうか他から侵害を受けぬ様に安全に保持して行きたいといふ欲求が人に存在するのは當然でありまして、それを六ヶしく申せば精神上では、自我の觀念と言ひますが、さういふ形になつて現はれるのであります。それと此時期になると肉體の發達と共に、色々の生物としての我々が持て居る所の欲求が盛に起つて來ます、即ち虛榮心であるとか、或は異性に對する欲望であるとかが著しく起り、或は又他人が自分に對する態度に就て、非常に批評的の考を取る様になる傾きがありますから、十八歳から二十五歳といふ時は、最も人間の大切な時であります。普通の如何なる人であつても、又相當の教育を受けた人であつても、動もすれば誤り易い時期であります。然るに三十一歳頃から三十四五歳頃になりますと、此表で御覽になります通り、段々悪い事をする割合が減てくるのであります。これは一つは家庭を持つといふ様なこともありますが、家庭を持って大に自分の精神上的の制限を受けて、亂暴な事も無謀な事も出來ないといふことでもあります、一方に精神の發達が追々圓滿になつてくる時期でありますから、無分別の事をするのも比較的少いのであります、これは年齢に關する概括のことではありますが、次にお話し致したいのはこれは出獄する月と累犯者との關係であります。世界の諸國に於て觀れば春夏秋冬餘り氣候の變らぬ様な所もあるさうであります、我國の如きは春夏秋冬の氣候の變化が甚だしい、而して冬の

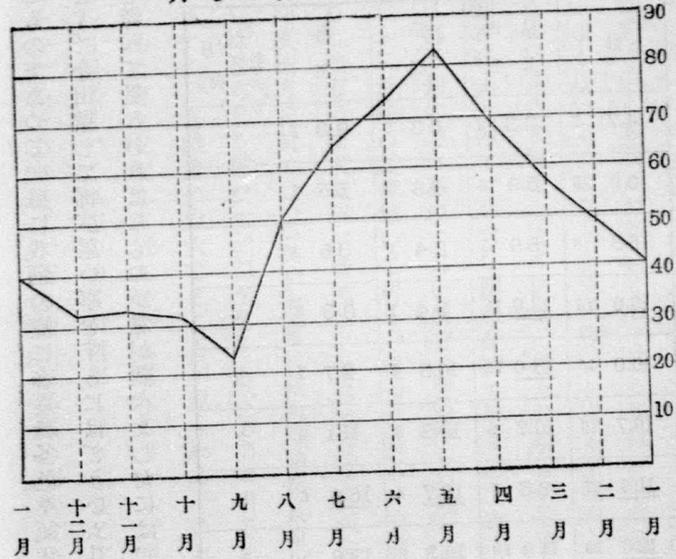
様な天氣の寒い時と、暑中の様な暑い時とは、我々の精神上にも幾分の影響のあることは明かなこと
 であります。少くも我々が生物として居る間は、其境遇殊に自然界の境遇から大に支配されて居るこ
 とは言ふ迄もないことであります。昔より或る土地から英雄が出るとか、或は或る國民にはその國民
 性があるといふことを申しますのは、色々な現象が影響して居りませう、併し乍ら其土地に於ける氣
 候の影響といふものも、非常な關係を持って居るのであります。譬へて言ひますと、埃及の方へ行くと
 あの國は御承知の通り砂漠の多い所で、雨の降らぬ所で何時も空が晴れて、夜などは他の地方では見ら
 れないやうに奇麗に星が輝いて居る、従つて美しい空模様を見るといふことが昔から行はれて居る、
 爲めにあの地方には天文學が發達して世界に於ける天文學の發達は、埃及が最も初めであります。そ
 れから印度地方に於ては、信仰が非常に盛んで佛教其他の宗教が起つたこれ印度では非常に暑く、雨の
 降る時には恐ろしく降つて、忽然とやんで天日が拜され、又直ちにヒマラヤ山あたりから黒雲が飛ん
 で來るといふ、自然力の偉大なところが見られる。さればそれに接せるものは何か或る有力な力があ
 つて、人間社會を支配して居るといふ様なことから、色々な信仰といふものが起つて來たり、或は迷
 信になつて現はれ、これ等の塊りが哲學となり宗教となつて、かくて印度に於ては非常な大きな思想
 が出來上つたのであります。斯の如くに季候の影響といふものが、我々の人生には極めて大切な關係

があるものであつて、殊に我國の様に春夏秋冬色々氣候の變る所であつては、餘程注意を要するので
 あります。今出獄して再び悪い事をするにはどういふ月に出た者が、一番早く悪い事をするかといふ
 ことを考へて見なければならぬ。私が調べましたには、出獄後三箇月以内に犯罪行為をする様な者の

表 四 第

計	以 四 上 犯	三 犯	再 犯	月 次				
				犯 數	次			
4.7	7	2.3	2	6.8	2	8.3	3	一
6.0	9	5.9	5	6.8	2	5.5	2	二
5.3	8	5.9	5	3.4	1	5.5	2	三
10.0	15	<u>13.0</u>	11	3.4	1	8.3	3	四
10.0	15	<u>13.0</u>	11	10.3	3	2.7	1	五
10.7	16	10.7	9	10.3	3	11.1	4	六
<u>11.4</u>	17	8.3	7	<u>13.7</u>	4	<u>16.6</u>	6	七
<u>12.0</u>	18	11.9	10	10.3	3	13.8	5	八
9.3	14	10.7	9	10.3	3	5.5	2	九
9.3	14	4.7	4	<u>13.7</u>	4	<u>16.6</u>	6	十
4.7	7	3.5	3	6.8	2	5.5	2	十一
6.0	9	9.5	8	3.4	1	0	0	十二
99.4	149	99.4	84	99.2	29	99.4	36	計

月しせ罪犯と者犯初



名四〇百六員人査調

みを集めました、百六十九人に就て調べて見ました、さうすると四月から十月に出た者が、其中で最も多い殊に、七月八月に出獄した者が最も早く悪い事をするといふ割合になつて居ります。又此表からも同じ様なことが見られるのであります、即ちこれは初犯者の犯罪せる月を見ただのであります、これは竊盜に限りませぬ、色々な者が這入つて居ります。これは六百四人に就て調べたのであります、三月迄は大して上りませぬが、四月から五月になつて上つて、六月七月八月迄段々高くなつて九月になつて低くなつて來ます。元來人が犯罪をするといふのは、

社會一般の人がすることを、なし得ないのでありますから、普通の行爲をすることが出来ぬのであります、それはどういふ時が多いかと言へば、七月から八月が多いのであります、斯ういふことは餘程注意しなければならぬとだらうと思ひます。これは單に犯罪事項であります、此處には統計の表は持て來ませぬでしたが、我國に於て最も自殺の行はれるのは、四月から八月に多い。さういふ様には五月から、七八月迄といふものは、少くも我が日本の人には、精神に非常な影響のある時と見なければならぬのであります、從て此時分に出獄する者、殊に累犯者で出獄する者は注意を要するといふことが言はれるのであります。これには色々な原因もありませう、一方から言ふと、五月頃から七八月といふ月は、暖い時であるから衣服が入らず、生活が樂であるから、悪い事をしなくても濟む譯だが、實際は之に反して居る。これは第一夏は労働の出來苦い時であります、先づ役所でも夏期休暇となりま、學校でも夏期休業となりま、我々の精神的にも肉體的にも、暑い時は労働に餘り適しない時である、といふのは、一つは我々の肉體が餘り暑い爲に、生理上の劇しいことは出來ないのであります、非常に物に飽き易くなつてくる、一定の業務に落附いて従事することが出來ないといふ状態になるのであります、尤も特別な人は夏に仕事の能く出來る人がありますが、多くは冬や秋よりは仕事が出来ぬのであります。第二は、今申します月の時期は、感情の興奮し易い時期であります、殊に夏の天氣

の變化する時、蒸し暑い時、夕立或は雷鳴、暴風とかいふさういふ天然の現象が、我々の感情には非常な影響があります。これはお互ひが自分が其中に居りますから氣が付きませぬが、實際に於ては非常な變化があると言はなければなりません、即ち四月から七八月迄と言へば、梅雨の氣候が這入つて居ります、あの頃は誰でも一番嫌やがる時でありまして、一方から言へば、微菌杯が繁殖する時である、さういふ時には精神上に天然上から直接間接の影響があります。第三には、浮浪生活に適して居るのであります、四月から十月頃迄は暖い時であるから、別に夜具がなくても寝られる、衣服がなくとも自由に生活されるといふので浮浪的の生活には極く適して居るのであります。而して此の浮浪的の生活といふことは、一方から言ひますと、犯罪行爲をする重なる原因になるのであります、別に悪い事をする積りでなかつたのが、ブラ／＼歩いて居たら裏口が開いて居つた爲に、俄に出來心が起つて悪い事をするといふことが、浮浪生活に伴なつて起つてくる。詰り四月から七八月頃に出獄する者には、最も注意を要するのであります、殊に九月十月頃になると、今迄ブラ／＼して居つた者が、急に空が寒くなつてくるといふ様なことになつて來て、加ふるに悪い性質が現はれてくるといふ時期になりますから、四月から七八月に出獄する者は最も注意を要する、殊に累犯者で二十五歳以下といふものでありますと犯罪し易い條件が増して來ますから、特に注意を要すること、思ひます。

それから今度は、累犯者が出獄後三箇月以内に悪い事をする者が、先程の表で示した通り半數以上もあるといふ様な譯で、非常に累犯をするといふ者が、三箇月以内に殆ど皆やつて仕舞うといふ有様になつて居るのでありますから、これに就て我々は一つ研究して見なければならぬ。何故に三箇月以内に再び犯罪する者が最も多いかといふことを考へる必要がありますこれは色々の方面から研究しなければなりません、先づ此の大意に就て言ひますと、出獄して直ぐといふ者は、在監中の慣ひといふ者がまだ残つて居る、職業を求める上の努力といふものがまだある、それから我儘の自分勝手、欲求といふものが先づ暫くは押へられて居る。然るにそれが一箇月二箇月と經つてくると、彼等の精神上に色々の變化が起つてくる先づ日々の生活に伴つてくる赤裸々の欲求が現はれてくる、今迄は監獄に這入つて悪い事をした、これから注意しやうと思つたが、段々一箇月二箇月經つてくると、本心の色々な欲求が出てくるといふ様なことになり易いのであります、詰り普通の人であつては、此の欲求が掩はれて居るものが、犯罪人殊に累犯を爲す者などに、赤裸々に現はれてくる傾向があります。次には在監中の苦痛の念が非常に薄らいでくる、これは通例の心理上で起る例を言へば、我々が愉快な經驗と不愉快な經驗とは、其後來にどういふ關係があるかといふと我々の苦痛であつた經驗は、時日を経過すると共に、それが段々美化されてくる、美化されるといふのも何ですか、餘り苦痛でなく

なる。一例を取て申しますと、旅行杯をして食べ物がなくなつたとか、或は宿屋が思ひの外に遠かつたとかで、それが苦痛であつたが、後から考へると、思ひ出の多い面白い旅行であつた所が、平和に終つて旅行といふものは後來に向つて我々の身に何も印象が残つて居らぬ、之に反して苦痛を感じた所の旅行であると、却てそれが印象の上に残つて居る、其残つて居る残り方は、苦痛として残つて居るのでない、極端に言へば一種の愉快といふ色で残つて居る。監獄の生活の回想が愉快と言つては可笑的だが、我々の生活に於て苦痛を味はつたといふことが多少の面白みになつて居るのである。詰りそれは我々の精神作用がうまく出来て居るので、いつ迄も苦しいことを念頭に思つて居る様であつては我々は中々生活に堪えられぬといふので、次第々々に苦痛の感が薄められてくるのであります。此點から見ますと、監獄で苦痛を興へたといふ様なことは、段々時日が経つてくると次第に薄められてくるのであります、苦しかつたといふ念は段々薄らぐと同時に、面白かつた、變つた所で妙な經驗をした、さういふ様な柔かにされた様な意味に、印象の上では残るといふことが、色々の點から考へて見て事實であります。加ふるに人生に對する我々の欲求がそれに掩ひ被つて來ますから、益々美化される、次第に薄らぐといふ傾向は當然のことであります。(未完)

~~~~~

雜

募

~~~~~

合衆國イリノイズ州立監獄委員會及其獄舎の設計

(亞米利加刑法及刑事學々會雜誌中
R. H. G. 氏の記事譯出)

イリノイズ州立監獄委員會は知事デニオン氏 (Denison) の指名に依り三年前に創起せられたり而して本記事中に包含する材料は該委員會の一員たるエバンストン在住ジェームス、エー、パッテン氏 (James A. Patten) に負ふところ大なり、同氏は該委員會の一員として亦其他種々の方法を以て過去に於ては勿論仍は現在に於ても公衆の福利増進の爲め其時、勢力、資財及び稀有の明斷を傾注せり而して各委員が他日何れの見地より論ずるも文明國間に於て最も有名なる監獄とならしむべき基礎を築造するを得たるは概ね氏の個人的努力に歸せざるを得ず、委員等の功勞に歸すべき總て此等の準備は有識なる事務家に非ざれば解決し難き政治的性質を帯びたる障礙を排除して完成せられたり

過去數年の間に各種の産業的設備はジョリエット (Joliet) に在る州立懲治監の外壁に接近して築造せ

られたり、此狀況は懲治監の利害の方面より計算したる各種の不都合なる結果を隨伴したり、空氣は煤煙の爲め且つ其他の原因に依り汚濁せられて不純となりたり、單に此一理由のみを以てするも現在地は州立監獄の位置として甚だ好ましくからざるに至り將來に於ては現在の衛生状態を維持すること能はず從て刑事拘禁の場所としての此設備の效果は或程度迄減縮せられたりと信ず、當監獄の如く産業的用途に使用せる爲め取得せられたる土地を以て圍繞せられたりとすれば其所在地自體は商業的見地より多大の價値を有するに至りたるなり、此事實は經濟行政上の問題を惹起し、監獄が現在の位置に在る限りは經驗上各地に於て實際教育改善及び健康の見地より最も有利なる勞役たることを證明したる戶外耕作を絶対に實施することを得ざるべし

最後に現在の位置に在りては規模の擴張の如きは慎重に考量すべき事項たるに至れり、刑事學者及び一般社會改良論者の夢想を別問題とするも吾人は監獄の位置の選擇並に建物の新設に際し未だ規模の擴張の實施を度外視し得べき時機に達せざるなり

是等の理由は知事をして特別委員會を設置し位置の選定土地の購入及び建物の設計を爲すべき旨の教示を爲さざるを得ざらしめたるなり

パットン氏は吾人に語りて曰く建築の時機到來し且つ囚人の勞力を使用し得べくんば之を使用する爲めシヨレット市の附近に新監獄の必要に適應せる敷地を選定することは該委員會の目的なりき又選定すべき土地は同時に多量の砂礫及び石塊を發掘し得べく且つ耕作に適する箇所なるべかりしなり、該委員會は幸にして相當の價格を以て實際上上記の諸要求を充足する二〇〇〇エーカーの土地をシヨレット市の南方約二哩の隔離に於て買収し得たり

イリノイズの州技師ダブリユ、シー、チンメルマン氏(W. C. Zimmerman)は委員會の指揮を受けて建物の設計を爲し州立法部は次回の會期に於て右設計を實現する爲め必要なる費用の支出の協賛を求めらるべし、チンメルマン氏は其設計前歐米各國の監獄構造に關し特別なる攻究を爲し最良なる監獄は總て氏の注意を脱するを得ざりき、而して其考究の結果は最も單簡なる點に於て又空氣流通上及び監督の便利上最も卓絶せる要求を充すに容易なる點に於て私見に依れば最も優良なる設計を爲すに至りたり次の頁に挿入せる寫真に就てはチンメルマン氏及びシカゴ、トリビュン (Chicago Tribune 新聞紙)に負ふところ多大なり

其設計に依りて之を見るに監獄は中心點を圍繞して放射的に建設せられたる數個の圓形の獄舎より成るを以て之を無限に擴張し得べきこと、各獄舎は直接の換氣を爲し得べきこと即ち各監房は外部に面する窓を有すること及び各獄舎よりは何れも全獄舎の所在地六〇エーカー(一エーカーは我が四段餘)

の圓形地の中心に在る雜居食堂へ往來し得べきことを示す

合衆國に於ける普通の監獄の構造は左の如き特色を有

せり

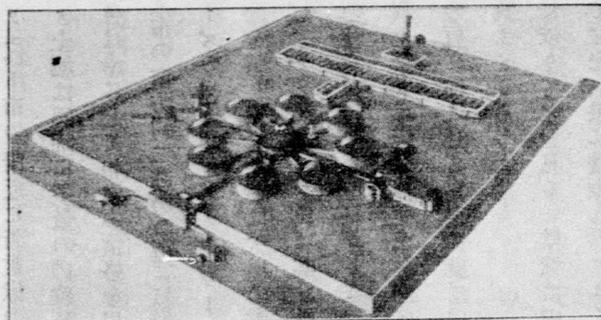
本監獄の

設計の鳥

眼圖

- 1. 建物の外壁
- 2. 外壁に沿へる廊下
- 3. 所謂實用廊下ユティリティ・コリドー又は房背間隙を隔て、相互に背向せる監房、監房に於ける天光は建物の外壁に在る窓より射入せざるを得ず

第一圖



「シカゴ
トリビ
ユニ社
の好意し
め得べき鐵格子入りの窓を有する獨立の一室なり

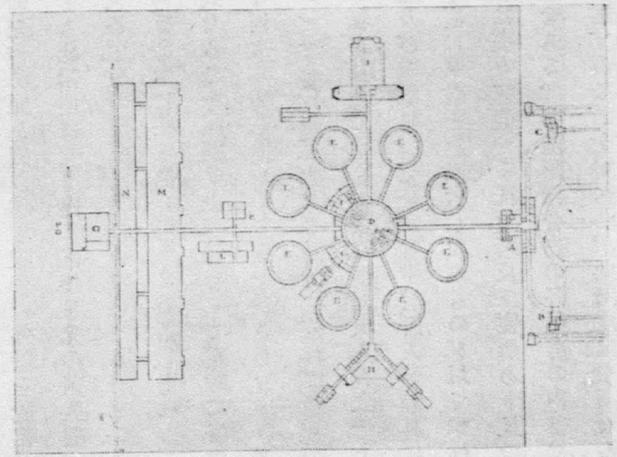
歐洲に於ける普通の構造は全然上述したるものと反對にして各監房は獄舎の外壁に沿ひて建造せられ廊下は該獄舎の中央に在りて各監房は舎外の空氣を流通せしめ得べき鐵格子入りの窓を有する獨立の一室なり

合衆國に於ける内方監房式即ち繞廊式構造は前記實用廊下が經濟上の特色を有する爲め種々の利便を有する

ものと唱導せらる且つ内方監房は若し四人にして逃走せんとする場合に於ては其監獄敷地の周壁に達する前矢つ扉を開き尋て獄舎の外壁を脱出せざるべからざるを以て比較的に安全なりと認めらる、然れども此構造は監房内に直接日光の射入及び新鮮なる空氣の流通不十分なる點に於て非難あるを免れず又各監房の扉は鐵格子にして密閉せられざるを以て一語を爲して一囚人は容易に一獄舎中の大部分の監房内に在る他の囚人と通話し得べきこと明白なり、内方監房式なると將た又外方監房式即ち隔廊式なるを區別せず看守をして定時に各監房前を巡察せしめて囚人を監視すと雖も此監視法は奸黠なる囚人に對し逃走の企圖を爲さしむべき多大の機會を與ふるものとす

チンメルマン氏の工夫たる設計に依れば最も完全に此等の非難を排除し得べし、挿圖に依つて明白なる如く獄舎は圓形にして其直徑は大凡百二十ヒートなり而して各監房は獄舎の外壁に沿ふを以て直接の日光及び空氣は不十分ならず、囚人が容易に相互通話し得べき開放せる鐵格子の扉に代ふるに各鐵格子間に厚硝子を嵌入したるものを以てすれば各監房は全然隔離せられたる居室たるに至れり、各監房には夫々完備せる洗面所及び便所あり且つ外方に面する窓及び屋根裏を匍はせたる換氣管に依りて換氣せらる、此圓形獄舎内の各監房の内部は其中央に在る旋廻階段を圍繞せる鋼鐵製の樓塔より充分に視察することを得べし、此階段は最高層の監房と同一の高さに達し此樓塔は防弾的にして樓塔の

圖二第



- a b c 事務所
- E 獄舎
- D 食堂
- L 洗濯所
- K 教場
- F パン焼場
- M N 工場
- I 病院
- h 教會堂
- g 炊場
- T 煙房室

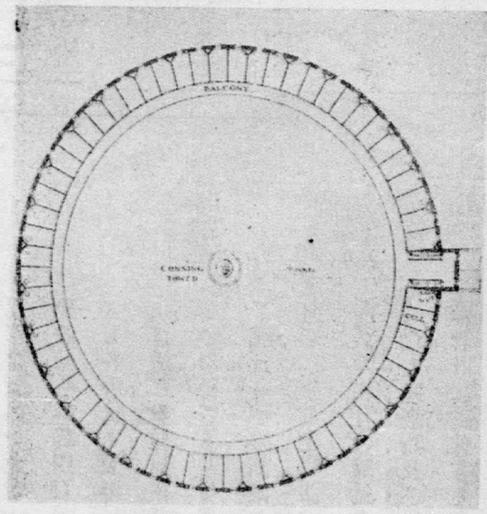
同一獄舎内に在る他囚を明白に認め得る點に在りと雖も此非難はチンメルマン氏の指示したる如く必

旋廻階段に在る視察者は頂上より底部に至る間に於ける罅隙より例へばイリノイズの設計の如く四層の獄舎なりとすれば二百乃至二百五十中の何れの監房内に於ける動靜をも明瞭に視察し得べし此樓塔に入るには單に獄舎の圓形敷地外に在る事務所に直通する墜道に依るのみなるを以て武装せる一看守は此樓塔内に在りて充分に武装したる一揆をも容易に之を鎮靜せしむるを得ること明白なり

此設計に對する一個の非難は囚人が事實上硝子屏越しに其房内よりして總て

圖三第

圖面平の舎獄



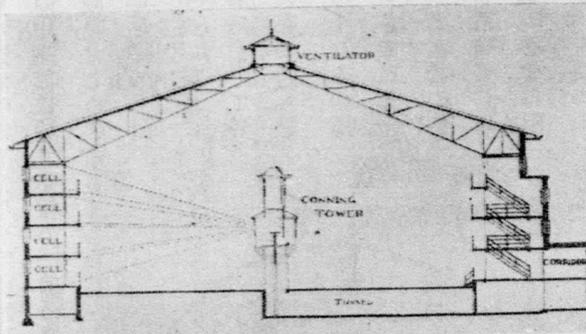
- 塔道房圖所
- 圓環監獄便
- Conning Tower
- Tunnel
- Cell
- Balcony
- W.c

要に應じ獄舎の半径大なる可動的遮蔽物の一個又は數個を設置するに依りて之を避くることを得べし獄舎の中央部に於て此種の二個の遮蔽物を設け相互に直角に交叉せしむれば確的に囚人をして他の囚人を瞳見せしめざることを得べく而かも中央の樓塔に在る看守をして各監房に在る囚人を視察せしむるの障礙たらざるべし可動的遮蔽物の特色は當然恰好に囚人羣類の必要に應るの特權を與ふるを妥當なりとすべき場合あり此場合に於ては互に相見の機會を與ふる爲め遮蔽物を除去し又は置き換ゆることを得べし、樓塔に在る看守は其手近に杆槓押卸等の完備せる裝置を有し

對しては互に相見

何時たりとも獄舎内の全部又は一部の扉の錠を開閉し得べく或は任意に全部又は一部の監房内の光

圖四第 圖面斷縦の舎獄



Conning Tower
Ventilator
Corridor
Tunnel
Cell

塔推孔下道房
換氣廊監

力を増減することを得べし

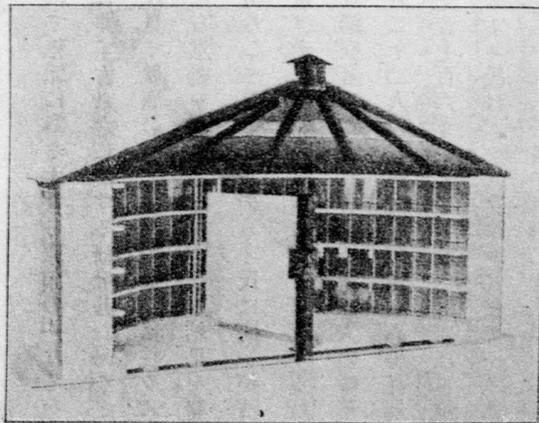
圓形監獄は一九〇一年和蘭のハーレンム (Haarlem) に建設せられ約四百の囚人を收容するを得たり、然れども各房は木製の扉ありて在房囚の監督上合衆國に普通なる監獄構造と比較し多大の利便ありと云ふことを得ざらしむメリノイズの設計に採用したる硝子扉は一個の新案たり又一個の圓形獄舎を圓形に排列せしむる建築法、外部を瞻見し得べき中央の階段、囚人の相互の瞻見を妨げ且つ之を彙類する爲め採用したる遮蔽物及び監督上必要なる看守の數の減少は本設計に隨伴する新案たり

食堂は全獄舎の占據する圓形敷地の中央に當る地上に在りて其内部には各獄舎の中央に在る樓塔と同様

寡少なるべしと自信せり、

是れ圓形構造に於ては各監房前面の「無用地」即ち空地なきにも因るなるべく詳言すれば各監獄は膨大なる長方形構造に於ける如く長方形監房に非ずして各圓の扇形の部分を占據すればなり

遮蔽物及び中央圓
塔附提
案中のイ
リノイズ
州立監獄
獄舎の縦
断面模型
(サーヴェ
ー雜誌よ
り轉載)



圖五第

なる中央樓塔あり
因りて各獄舎より
食堂への通路及び
圓形敷地外に在る
洗濯所其他の工場
への通路を監督し
得べし
チンメルマン氏は
氏の設計に従ひて
建設する監獄の建
築費は通常の監獄
建築費より約一割

酒精と犯罪

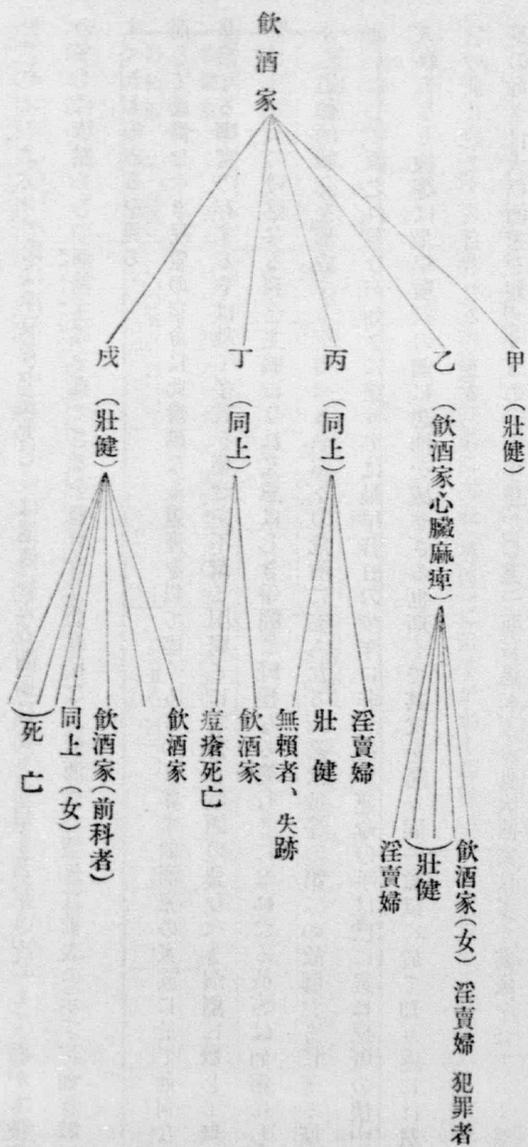
法學士 辻 敬 助譯

予は常に飲酒の惡癖を以て犯罪に陥る主なる原因の一なるを信するものなり抑諸國の諸大家か酒精の害を論するや一朝の事に非ず古來之に關する研究甚た尠しとせず然りと雖も從來多くは犯罪か飲酒の直接結果たる場合をのみ見て飲酒の間接結果の如きは往々にして之を看過するの恨なき能はず而かも此間接結果かより重大なる意義を有しより悲惨なる結果を齎らす事以下縷述する所の如し

大酒家は正當の子孫を得ること甚稀なりデムノ氏は同一經濟狀態に於ける飲酒癖ある家族と飲酒癖なき家族と各其十家族を撰び十二年間其兒童に就き研究する所ありたり即後者にありては五十人の正當兒童五人の死者二人の舞踏病者二人の心神耗弱者二人の畸形兒を發見し前者よりは僅に十八人の正當兒童二十五人の死者其他二十二人の無賴漢癩癩患者心神耗弱者等を得たり、レグレン氏も亦全く同様の報告をなし飲酒家の兒童七百六十一人中七割二分六厘は墮落兒即癩癩患者精神病者及低能兒也との警告をなせり又ブルヌビーユ氏はビシエテウルに於て一八八〇年より一八九〇年に至る迄收容せられたる低能兒癩癩患者一千人を檢して其中六百二十人は父若くは母或は兩親の大飲酒家なりしことを審

にせり

噫憐なる飲酒家の兒女の多くは罪なくして恐るべき且慘酷なる遺産を承継する也身體並に精神の不具者彼等は如何にして生存競争の勝者たり得べきや彼等は實に癩癩病院及監獄の生れながらの候補者な



り、ボンフェツフェル氏は浮浪者中五十七%は遺傳による酒癖によりて自ら苦むものにして而かも彼等の多くは依然として酒精主義アルコール主義を棄てざるを發見せり此直接なる飲酒癖の遺傳は前表の示すが如き戰慄すべきものあるを見る

而して此憐むべき兒童の宿命は此慘酷なる遺産を以て盡くるものに非ず飲酒家の家族に於て如何なる悲惨なる事實の存するやは敢て多言を要せず不潔と困窮とに零落し飲酒の忌むべき演劇に對して無感覺となり父の殘忍なる利己主義になれ又忌はしき争鬪と野蠻なる暴行とになれたる彼等は如何にしてよく道徳的觀念を形成するを得べきや種々の危険に充ちたる街衢は彼等の第二の故郷たるに至る斯の如くにして酒之れ親むが如きに至りては最早昔日の少年に非ず彼が運命の手は已に業に惡魔の懷中に入れるなり彼等は最早監獄の前に恐怖を感ぜざる也斯くて其父を屢々同一監獄に於て知り遂には裁判官の前に於てすら自若たるに至る

斯の如きは大飲酒家を親とするの危険中僅かに其一面に過ぎざる也大酒家は多く其家を修さめず窮乏に生くるもの多し而かも彼等は其豫算に飲酒費を惜まざる也彼等は彼等の飲酒犯の爲に職業を失ふも尙且其飲酒量を減せず止むを得ずんば其妻子の衣食に於て節する也彼等の妻子は斯の如き窮狀より自ら脱せんとして犯罪の動機茲に萌芽し初犯の竊盜初犯の詐欺之れ行はるゝに至る

酒精主義の犯罪世界に對する間接影響に關する報告は之を以て満足すべし而して更に飲酒家大酒家の直接影響に就き説述する所あるべし犯罪と飲酒との關係に關する多數の統計を蒐めたる彼のペーヤ氏は四十九の普國懲役監(男)三十二の禁錮監(男)十八の懲役監及び禁錮監(女)及び二十一の懲治監(男女)に就き調査の結果三萬四十一人の男囚中四十三、九%二千七百九十六人の女囚中十八、一%の飲酒家ある事を報告せり而して飲酒家の數は次表(男囚)に示すが如く各種の監獄を通じて相似たるを見るべし

監獄種類	受刑者		飲酒家		酒		家		飲酒家		酒		家		中	
	總數	飲酒家數	%	飲酒癖なき者	%	飲酒癖ある者	%	飲酒癖なき者	%	飲酒癖ある者	%	飲酒癖なき者	%	飲酒癖ある者	%	
懲役監	一九、五三一	八、八一七	四五、一	四、六〇六	二二、三、六	四二、一、一	二二、一、二	四六、〇、六	五二、二、二	四二、一、一	四七、〇	二、四六五	七〇、四	八五九	二六、八	
禁錮監	八、〇六七	三、三二四	四一、六	二、四六五	三〇、五	八五九	一〇、七	二、四六五	七〇、四	八五九	二六、八	一、〇五八	四三、三	—	—	
懲治監	二、四四三	一、〇五八	四三、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

スネル氏ポーンヘーフェル氏の報告によれば飲酒家數の更に多數なるを見る即ポーンヘーフェル氏は百十三の前科ある浮浪者を取調たる結果シユナップ酒を毎日規則的に飲用するもの百一人の多きに達す

となしスネル氏はハンノーバーの懲治監に於て百人の在監者中シユナツプ酒常用者八十七人を得其平均酒量一日一リットル半なるを報告せり

飲酒癖ある者は前表の示すが如く禁錮監よりも懲役監に多く酩酊に於ける犯罪は懲役監よりも禁錮監に多し此現象の説明には刑罰の因て來る犯行其自身に立歸るを要すべし然れども予輩は此飲酒癖ある者と然らざる者との分配量類は甚正確なりとは信じ難し蓋し斯の如き數字は主觀的標準を異にする數人の手によりて蒐集せられたるものなればなり從て次表の如きに於ては飲酒癖ある者の數酩酊による犯罪者(非習慣的飲酒家)の數に下る事著しきを見るべし斯如き兩者の差異は皆其主觀的標準の異なる

尙次表は犯質を大別して甲乙二となし以て各種の犯罪と飲酒との關係を明かにせり即乙の財物に對する罪の如きにありては飲酒状態の輕微なる程度が已に犯罪の實行を困難ならしむるが故に飲酒による犯罪數極て僅少なるを示し之に反して甲の暴行的犯罪に於ては酩酊は其心理的結果により犯罪の遂行を容易ならしむるが故に其數の之に數倍するを示す

罪 質	受刑者總數	飲酒癖なき者		飲酒癖ある者	
		數	%	數	%
傷 害 罪	三五二	一八〇	五二・三	一一	三・一
國 權 抗 拒 罪	四二九	三〇〇	七〇・一	一一	二・五
風 俗 に 對 する 罪	二二七	一一〇	五五・二	三	一・三
物 件 毀 損 罪	七八	四三	五五・一	四	五・一
公の秩序に反する罪	四四	二九	六六・〇	四	九・〇
竊 盜 罪	一四六七	二四三	一六・五	九〇	六・〇
詐 欺 罪	二六〇	四九	一八・八	一一	四・二

ガイル氏も亦コッペンハーゲンに於て初犯者に就て研究せる結果罪質を異にするにより顯著なる差異の存すること即犯行の際に飲酒せる者竊盜にありては一四・六%暴行的犯罪にありては六四・八一%あるを發見したり(飲酒癖あるものに非ず)(未完)

統計

計

大正二年六月末日現在々監人員表 (△減)

刑事被告人	受刑者	勞務場留置者	携帶兒	總計	備考
男 四,二四六	男 五,六二四	男 一,二二四	男 二六	男 六〇,九一七	內朝鮮人男受刑者十九人アリ
女 二四二	女 二,八四七	女 一三八	女 二九	女 三,〇七〇	本表中外國人ヲ国籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ
計 四,四八八	計 五,九〇六	計 一,三五二	計 五五	計 六三,九八七	
現 四,三一二	現 五,九〇六	現 一,三五二	現 五五	現 六三,九八七	
前月末日	前月末日	前月末日	前月末日	前月末日	
未日現在	未日現在	未日現在	未日現在	未日現在	
前年同月	前年同月	前年同月	前年同月	前年同月	
增 四,二〇一	增 四,八三六	增 一,二七五	增 七二	增 六五,三〇一	
減 一七六	減 二八七	減 七五	減 〇	減 一〇八三	
前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	
增 一七六	增 二八七	增 七五	增 〇	增 一〇八三	
減 二八七	減 七五	減 〇	減 〇	減 一〇八三	
前年比較	前年比較	前年比較	前年比較	前年比較	
增 二二六	增 五一九	增 二二八	增 二八	增 二二六	
減 二九	減 二九	減 二九	減 二九	減 二九	
本月中心	本月中心	本月中心	本月中心	本月中心	
新受刑者	新受刑者	新受刑者	新受刑者	新受刑者	
增 二九	增 二九	增 二九	增 二九	增 二九	
減 二九	減 二九	減 二九	減 二九	減 二九	
前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	
增 二九	增 二九	增 二九	增 二九	增 二九	
減 二九	減 二九	減 二九	減 二九	減 二九	

大正二年六月末日現在受刑者罪名表 (△減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月未日現在	前月比較	前年比較	本月中新受刑者	前月比較
竊盜	二七,三八七	一,二九二	二八,六七八	二八,二九〇	二八,二九〇	△九一	△一八	二九	△一八
強盜	三,一四九	九	三,一五八	三,一七六	三,二五九	△一八	△一〇一	二九	△一八
賭博及ヒ富籤	四,六九七	一三九	四,八三六	五,二八七	四,八九四	△四五一	△五八	六四二	△二七一
詐欺及ヒ恐喝	七,二〇一	二二一	七,四二二	七,四二三	七,七三一	△一一	△三一九	五〇二	△一九七
横領	二,七六九	六六	二,八三五	二,八五二	三,〇二五	△一七	△一九〇	二五二	△二七〇
贓物ニ關ス	五九二	六六	六五三	六七七	七七二	△二四	△一九	六四	△三〇
毀棄及ヒ隠匿	六九	一	七〇	七一	七一	△一	△三一	三	△三
通貨偽造	三〇三	九	三一二	三一三	三六〇	△一	△四八	四	△四
文書、有價證券偽造	一,六六四	三一	一,六九五	一,七二六	一,九〇五	△三一	△二二〇	一〇七	△五八
印章偽造	一〇四	一	一〇五	一一五	一二七	△一〇	△二〇	六	△六
偽證及ヒ誣告	一一三	三	一二六	一〇六	一七四	△一〇	△四八	二八	△八
濃毒及ヒ毒殺	五二	三	五五	五六	九六	△四	△四四	八	△四
重傷及ヒ殺害	四四二	三三	四七五	四七六	四三九	△四	△四四	二〇	△八
殺害	一,六〇五	二六	一,六三一	一,六〇六	一,八七八	△二五	△二四七	一七五	△一九
傷	二,五九〇	二二六	二,八〇六	二,七八六	二,七九七	△二〇	△二四七	四九	△一五
殺兒	五六	一八四	二四〇	二三六	二二九	△四	△一	四	△六
逮捕及ヒ監禁	一四	二	一六	一五	二七	△一	△一	一	△三

説 林

●精神感動と腸の運動 精神的感動は腸の作用に影響し、神經性下痢を起す事は吾人の熟知する所なり、カッチ及ビホルヘル氏は、動物試験によりて、無關係を目撃するを得せしめたり、同氏等は家兎の腹壁に孔を穿ち、これに「セルロイド」の窓をほめ込み、此窓より腸の運動を觀察したるなり、先づ家兎の傍にて、或物を突然嚙鳴を起して地に落す時は其瞬間に腸は蒼白となり、其の運動鮮止す、疼痛の如き不快感に於ても亦同様の作用を呈す、即ち「ペンセツト」を以てその器丸の一を捨る時は又腸は蒼白となり、運動は鮮止す、尚ほ細を見せしむる時は家兎は不安の念の爲めに腸の運動を抑制す、尙此等の精神上の抑壓のみならず、注目すべきは愉快なる感動は腸の運動を促進せしむることなり、吾人はこの有意家兎の睡眠及び空腹時には腸の運動緩慢にして極めて安靜なるを見然るに新鮮なる胡蘿蔔を與ふる時は、それを食せんとするや忽ち小腸に活潑なる運動起り、漸次大腸に及ぶ、活潑なる動物は、食慾のみに依て既に腸の運動を促進するに足れり、此事たるや、單に動物のみならず、人間に於ても亦同様なり。現に朝食は便通を促進するの事實あり故に不快なる念は人間を左右し、或は直接に便通に影響を及ぼし、締結を起さしめ得るものなるを想はしむ

故に療法に於ても、只に食餌療法を行ふのみならず、精神的食餌療法も亦等閑に附すべきにあらす。

エンマメエル、カント氏の如き識者は、既に此點に著目し、上流社會の人々に就て曰く、眞に立派なる目的を達するには、それに相應せる優しき感情と心ある思慮を要す、而してこれによりて腸の運動を促進し、益々健康なるを得べしと (醫學士 Y.N. 抄)

●ヒステリーの刑事責任 ヒステリーの本態は精神病にして常に一定の精神現象の脱落又は亢進を伴ふものなり、ヒステリーの殆んど凡ての場合に於て其精神障礙は責任能力を阻害す、只吾人は行爲の當時に於て明に些の精神障礙をも證明し得ざる場合に於てのみ其責任能力を問ふことを得

ヒステリーの精神障礙と名く可きものにして殊に犯罪に關係を有するものは暗示性病的亢進、(被教唆、詐欺、偽證、虚偽の陳述、誣告、虚偽の告訴、催眠術、暗示(竊盜、放火)、記憶障礙(偽證、虚偽の告訴、偽證)、睡眠機状態 (Erythrode Zustände)、偽證、誣告、虚偽の告訴) 病的感動(名譽毀損、侮辱、公務執行妨害、騷擾、毀棄、傷害)、意思薄弱(被教唆、不作爲及幻覺又は妄想等)なりす

ヒステリー性發作に伴なひ若くは單獨に起る譫妄状態及臆勝状態に屬す可き精神障礙は勿論責任無能力なり

又ヒステリーは變質徵候主として悖德症及叔習薄弱を伴ふ所謂ヒステリー性性格 (Hystrischer Charakter) をなすものにしてマス

テリーの責任能力を鑑定するに當りては又この變質性々質の強弱を診査すること必用なり

ヒステリー性のものにして酒精によりて犯罪行爲をなせし時は殆んど凡ての場合に於て病的酩酊に基くものとし責任無能力となる

又ヒステリー性のものにして月経時及性娠時にありては犯罪行爲は多くは病的性慾に基くものにして責任無能力なり

只病的程度に達せざる感動及鋭利にして、個人に顯著なるヒステリー及變質性徵候を露出することを得ざる如き場合に於ては責任有能力の場合を生ずるも尙ほ多くは減刑に付す可きものなり

ヒステリーの伴病は從來考へられたる程複雑ならず、ヒステリー固有の性狀例えば自家暗示の亢進、想像力の亢進、追想の誤謬等を却つて伴病的疑を抱かしむること多し、又彼の血液又は赤色素を口を含みて咯血吐血及血尿を粧ひ或は自ら身體を眞傷せしむるが如きは直ちに其伴病たることを觀感せるものなり、殊に無痛覺(角膜炎咽喉炎、皮膚赤色病、跛傷、嘔吐等は伴はることを得ざる症狀なり、麻痺、癱瘓、無聲、緘默、食思缺乏等の症狀も一時伴はることを得るも長く持續することは甚困難にして容易に觀破せらるゝ場合多し。尙ほ種々のヒステリー發作を伴はる如き場合は殆んど見ざるものとす(國家醫學會雜誌所載)

●パンネンボルグの犯罪者、殊に放火者の心理補遺 著者に文獻より百六十二例の放火者の實例を集めて本論文を草したるものである。其を大きく分ちて七群として居る。(一)復

譬からの放火 (二)其周圍に對する不満足からの放火 (三)放念からの放火 (四)失望からの放火 (五)望郷心からの放火 (六)貪婪からの放火(七)以前の犯罪を隠匿せんがための放火である。各群共に獨特の心理状態を有して居る

第一群は復讐的犯罪を爲すべき多大なる素質を有する神經性にして且つ怒り易き氣分である之を病的氣分と名づくるものである(ハイマンズ及びワイリススマ)。第二群の性質は全く同一の性質を有するも、唯だ次の如き動機より發するものである。

一 強き感動性

二 利己主義と怠惰が前景に強くある。

三 放念より犯罪する男子はヒステリー性である。殊に婦人の放火者に多く現はるるところである。併し男子にても女子にても總て放念なる行爲の根源は感動性刺戟によるものである。其大多數は神經質のもの及び感動性のものである。

四 茲に前景に感情強き性質がある。殊に其感動が病的なる傾向を有して居る。ヒステリーの二三例に於ては犯罪すべき素質の昂まれるものである。

五 第一に非常に感情の動き易き性質があるが懐疑性は少く、又神經性、憤怒性氣分の少きものがある

六 前景に多血質なる病的氣分を有するも、爾かく神經質ならざるものがある。

七 十五例の少數に於ては男性及び女性の性質間に共通なる種々

なる性質を有して特記すべき性質のなきものがある。

(氏家信抄)

寄書

婦女の犯罪と虚榮心に就て

岡山 藤井 檀窓

余輩は女囚者の一舉一動を観るの機會を有せず隨て其犯罪者の犯罪原因及其誘因の種類如何を知らずと雖も都鄙新聞紙の毎に報道せる點より推察せば、婦女犯人の多くが虚榮心に纏われ爲に一家一門の名譽を傷け又は其身周圍の裡に呻吟するに至れる者少からずと信ず依て聊か其所思の一端を書き述べんと欲す

夫れ人類生活の向上と社交の發達とは益々同類意識の念を養成し名聞は時に經濟の常軌を逸する行爲に出でしむること多し然りと雖も彼の意志薄弱なる婦女輩の名聞の爲に犯罪行爲あるに至りては



寄

書

是時代精神の一部缺陷を露出したるものにして最も悲むべき現象なりと謂はざるべからず斯の如きは虚榮心増長して一種の虚榮病となり現代一部の婦人中には既に病膏肓に入るもの寡からず東京大阪其他全國各都市の呉服店、小間物店、時計店に於ける婦人の犯罪數年々増加するを見よ又結婚を以て虚榮心を満足せしむる手段となす傾向の益々著しきを見よ是豈婦人問題中最も注意を拂ふべきもの、一ならずや女萬引は必ずしも貧窮者にあらず其半數は高等教育を受け相當の地位にあるものなりと謂ふに至りては誰か一驚を喫せざるを得ざる所なり試に内濟の件數は全部除外し檢擧せられたるものゝみに就きて之を見るも高等の位置にある者の夫人あり女子専門教育を受けたものあり良家の令嬢あり彼等は充分ならずとも不自由なき生活を送りつゝあるものなり然るにかゝる驚くべき

恐るべき犯罪行爲を敢てし因はれて後虚榮の夢より醒め潜然として悔悟の血涙を絞る時や既に遅からずや又結婚を以て虚榮心を満足せしむる手段となす者の末路を見よ彼等は大厦高樓を夢み自動車又は馬車に憧がれ毫も相手方の品性年齢等を問はざるなり甚しきは確かに再嫁して贅澤なる生活を送り得べき見込ある故を以て離縁を請求せし婦人すらあるに至れり恐るべき虚榮に満たざる、時代精神なり彼の貧家の子女は藝娼妓となりて節を賣り一部の子女は結婚によりて操を賣る余輩の視察眼よりせば其間に何等異なる意義あるを見ざるなり

試に萬引せし婦人の涙と共に懺悔したる悲しき告白を聞けば彼等の囊中はよし豊かならざるも其品物を購求する丈の金錢を所持したるなり然るに其慾求する品物に對するや恍然茫然唯慾望の念のみ

衝動し人か魔か前後自他の分別なく是非善惡の思慮もなく心自から其一品に通ひ手は自ら其一品に動き殆ど夢我夢中に竊取したるなりと云ふ即ち換言すれば彼等の犯罪は故意にあらずして無意識的なり機械的なり否寧ろ發作的に此犯罪行為を敢行したるもの其他不合理なる結婚を爲す婦人の心理作用も亦同一にして虚榮心の爲に無分別なる行爲に出づるものなるべし則ち客年十一月山陽新報所載の萬引女加藤郁子の公判は廣島區裁判所に於て開廷され訊問の結果遂に郁子の精神狀態を鑑定せしむることなれりとか尙郁子の經歷は某縣立師範學校を私費生にて卒業し教員の職を奉じたるが虚榮の夢は夢より夢へ移り畢竟或る場合發作的に起る精神病の一種ならん

余輩曾て女性犯人論なる書籍を繕き思ひ茲に至らば感慨更に深し矣其一節は萬引は洋の東西とも女

性の犯罪と定められ嗜好する物眼前に陳列せる時其の誘惑に抗すること能はざる者實に婦女なり妻若くは娘をして其財布を豊かならしめ而して之を勸工場に送りやれ彼等は豫定以外の物を多々買ひ來ること必定なり若し財布軽くして自己の願望を恣にする能はざる時は彼等は扒手を爲すことを憚らざらんと欲す吳服屋、小間物屋、寶玉商等は婦女を警戒すべし婦女亦此等の店肆に臨むときは切に意志を堅くすべし否らざれば則ち罪人たらん

巴里のホンマルシエの監視人はジョリー氏に語りて云く百人の女賊中二十五パーセントは何時にても隙さへあらば偷むことを避けざる常習犯者他の二十五パーセントは缺乏の爲め餘儀なくせらるゝ犯人他の五十パーセント即ち總數の半は偏狂者なり詳言すれば佳良なる社會的地位に在り安穩なる所得を有する婦女なるに拘らず其目前に觸れたる

美品の誘惑に克つこと能はざる犯人なりと但し此の部類には眞正なる竊盜狂幾分を占むと知るべし云々

さなきだに生活の向上と社交の發達とは人類の虚榮心を増長せしむるものなり又女子教育なるものは賢母良妻主義に基くと雖も不相當なる生活をなす者は却て不健全なる思想を醸成する一種の媒介ならざるなきの感あり余輩の視察せる所に依れば現代中流社會に於ける一部婦人の犯罪は一半は社會一般の趨勢に基き一半は學校教育〇〇より來るものなる乎況や現在々監者なる婦女輩の犯罪原因及其誘因等を仔細に調査せばより以上虚榮心に經われ爲に犯罪の淵より淵に渡りて遂に浮ぶ瀨なき悲境に沈める者あるならんと信す請ふ其救濟方法如何當局者の一考を煩はざんことを要望す矣

去月十一日當監獄官練習所に於て施行したる修業試驗科目中監獄學にて最高點を得たるものは長野監獄選出高坂堅造氏なりしが茲に特に其答案を此欄内に掲げて讀者に紹介す

監獄學

高坂堅造

▽第一問 ジョンハワードの監獄改良に關する意見の梗概を記すべし

ジョンハワードの監獄改良意見は獨居拘禁制作業の督勵及び階級的處遇法に就き詳細なる研究を發表せるも其大要を摘示すれば左の諸點に在り

- 1 刑罰を執行するは犯人を懲治改良せしむる所以にして痛苦慘害せしむる所以に非らず犯人を徳化して敬神の念と公徳の心を持せしめ社會の良民に復歸せしむるに在り
- 2 犯人が自己の罪過の報償として國家社會より刑罰を科せらるるは正義の要求する所なれども行刑の結果彼等の惡徳を助長し彼等をして再び社會に立つこと能はざるの窮況に陥らしむるが

如きは國家社會も亦罪を犯すものなり
 3 國家の威力を以て害惡の徒を壓迫すると共に一面仁愛の心を以て彼等を徳化する所なかるべからず從來は罪を惡んで人を憐れまらずに彼等を慘害するを以て刑罰の本義を爲せり斯の如きは正義人道の趣旨に悖戾するものなり

4 監獄の改良は徒に刑罰を寛にし監獄をして樂園たらしむるものに非らず罪と罰との權衡を計り監獄をして眞に行刑の府たらしめんとするに在り此目的を達せんを欲せば監獄官吏の組織獄舎の構造を一變し其處遇法を改革せざるべからず

5 監獄吏は凡て官吏と爲し一定の俸給を與へ其人物を精選するを要す監獄は之を清潔にし衛生上缺くべからざる要件を具へ分禁の制を實施するに足るべき設備なかるべからず

6 處遇の要義は罪囚の人格を認め彼等を禽獸視せざるに在り彼等の精神身體にも人類生活上必要なる糧食を與へざるべからず然らざれば彼等の改善得て望むべからず

7 從來の監獄は罪囚の類別を認めず同室に雜居せしめ相互交通するに任ず、之れ諸般の弊害の源にして犯罪大學校の名ある所以なり將來は分房拘禁の制を採り不得已雜居せしむるも男女年齢罪質犯數等に由りて分類し夜間は之を分禁せしむるを要す

8 從來の如く無爲して罪囚を徒食せしめ惰民を養成するが如きことなく作業の賦課を以て行刑の要素と爲し嚴正なる紀律の下に之が奮勵を計り以て彼等を良民と化せしむるを要す勞動勤勉

保 護

寺永慈惠院の狀況

網 走 通 信

當地寺永慈惠院は出獄人の保護を目的として起りたるものにして明治二十九年の創立に係り寺永法專氏の經營する所なり寺永氏は當地某寺の住職にして斯業の熱心家なるが十七ヶ年來不撓不屈の精神を以て之に従事し只管事業の成績を擧げんことに努め居れり創立以來同院が保護したる總員百九十一名にして其成績に就き内譯を以て之を示せば

- 被保護者成數内譯
- 一、町内及附近居住自活者 三十一人
 - 一、他地方へ轉居ノ者(保護期間後又) 六人
 - 一、無斷退院者 九人
 - 一、死亡者 五人

の常習及び其趣味の涵養は選善の最良法なり

第二問 最近監獄學の特色を論ず

第十九世紀の後半に於て監獄學の研究範圍は刑罰の一面のみに止らずして犯罪の原因及び刑罰の實際的効果並に其利用方法等の研究に亘り又實際犯罪原因學及刑事政策學の發達に資する所多かりしなり然るに最近に及び犯罪原因學及刑事政策學著しく發達し終に獨立の科學として認めらるゝに至り監獄學なる名稱の下に過ぎずと爲し終に其存在を疑ふものを生ぜり或は監獄學は學なりや術なりや等の疑を提出するに至り又之に左祖する學者あるを見る此處に於て監獄學の研究範圍を縮少し獨立の系統的科學を組織せんを試み或は監獄學は自由刑の原理の研究なりとし或は拘禁方法其他監獄の組織の學問なりと爲し其他種々なる説を立つるも要するに最近の監獄學は其研究多岐に亘ることを雖も特種の研究を爲して實際に於て學界に貢獻しつゝ在るなり即ち監獄の組織管理拘禁の方法行刑の効果等所謂監獄問題を研究するは勿論刑罰の効力及其利用等の研究より應用刑罰學を組織せんとするの傾向に在り云ふべきなり

- 一、受刑者(保護中ニ於テ) 八人
 - 一、免放ノ際旅費給與直接乗車歸國シタル者 六人
 - 一、歸國者(保護期間後又ハ保護中者) 十七人
 - 一、疾病ノ爲メ滞在宿泊ノ者 八十四人
 - 一、現在ノ保護者 二十五人
- 現在保護中のものは計五十五名之を内譯すれば
- 一、院內寄宿職業ニ従事スル者 七人
 - 一、院外就職自活スルモノ(農業又ハ他業被雇) 十六人
 - 一、就職スルコト能ハザル者(在院盲目疾病者) 二人
- 現在者職業別
- 請負人 一人
 - 建築 十五人
 - 農業 一人
 - 大工 四人
 - 家根屋 二人
 - 木挽 三人
 - 銅屋 二人
 - 日履業 七人
 - 鍛冶屋 二人
 - 柚夫 三人
 - 漁夫 三人
 - 職工 二人
 - 傭人 七人

行商人

失明疾病無職老衰

一人
一人

尙右現在被保護者の中恩典出獄人は十三名ありて何れも同院保護の下に安んじ品行を慎しむ稼業に勉勵し恩典の御趣旨に背かざらんことを期するもの如し今同院の被保護者に對する保護方法を聞くに左の如くなりと云ふ

出獄引受種別

- 一、引受人ナキ爲院内ニ收容保護スル者アリ
- 一、引受人アリト雖モ 失明者不具者或ハ老衰者疾病者等歸國シ能ハサルモノハ一時引置キ迎入ヲ待チテ 引渡シ又ハ歸國スルモノ
- 二、依頼同道スルコトヲ例トス
- 一、老衰者不具者ニシテ引受人ナキ爲本院ニ保護救済シタルモノアリ

出獄ニ際シ旅費食費衣類給與

一、網走監獄ノ如キハ朔北遠隔ノ地方ナルカ故ニ放免因ノ歸國旅費ニ多額ヲ要スルハ又不得止ナリ一時滞在寄宿セシメタルモノニシテ所持金ナクシテ歸國シ能ハサルモノニハ食費旅費衣類等ヲ給與シテ歸國セシムルヲ例トセリ彼等多クハ郷里ニ親類アルモ貧ニシテ迎入ヲ道ハスコト能ハサルモノ多シ其他歸國ニ差支

益ヲ報告シ自個將來ニ對スル思々ニ談話ナスルコトヲ例トス

保護會の合併

大阪通信

從來大阪には佛教僧侶の經營に係る免囚保護事業としては佛教和衷會の外に那須寂湛氏等の婦人保護會なるものありしが今回婦人保護會と佛教和衷會と合併の約成り婦人保護會の事務は將來和衷會に於て取扱ふことなれりと云ふ

埼玉縣下に於ける免囚保護

事業の近況

昨年恩赦の事ありてより免囚保護の思想都鄙を歴して湧然勃興し來れると共に俄に此れが設備機關の各地に於て勃然興起せるは邦家の爲め吾人が衷心より慶賀に堪へざる處なりされど其の效果實績の如きは日尙淺きに由つて今日尙全然未知數に屬

ナシト雖モ旅費不足衣類少クシテ困難ナルモノニハ相當給與ヲ爲シ歸國セシム

被保護者ニ對スル就業ノ現況

一、現業紹介、日雇、傭、行商、農夫等ニ就業セシム
尙從來ヨリ經驗ニ依レハ(農業ハ將來經營上適當ト認ム)

被保護者救済方法

一、労働ニ堪ユルモノニハ 食費物品衣類等ヲ貸與シ 収益金ヲ以テ 支拂フコトトセリ 又不具者老衰者ニシテ到底労働シ能ハサルモノニハ自活ノ方法ナキモノト認メ本院ニ於テ救済シツツアリ、

被保護者所持金保管

一、被保護者ノ所持金ハ出獄ノ際着類懸米殘金ハ悉ク郵便貯金トナシ通帳ハ主管ニ於テ之ヲ保管シ而シテ尙毎日ノ労働収益金ヲ貯金スルコトトセリ貯金拂戻ノ場合ハ 自己獨立生活ノ經營見込立チタル時若クハ親族ヨリ歸國ヲ促シ來ル等非常ノ場合ニ非サレハ如何ナル事情アルモ決シテ拂戻シテ許ササルモノトス

被保護者ニ對スル修身ノ方法

一、家族制度ヲ以テ 主管ノ宅ニ起臥セシメ 毎日通ヒニテ稼キ居ルモノアリ又ハ農業漁夫袖夫等ニ 出稼キノモノモアリ院内ニ宿泊セシモノニハ朝夕佛前ニ拜禮シ 夜間ハ主管修身宗教ニ關スル談話午後十時ニ臥シ出稼中ノモノハ業務引揚歸院ノ際ニ談話開席ス 農業ニ従事スルモノニハ 時々巡回シ談話ナナシ 毎年一月中旬ニ於テ附近被保護者一般ヲ 招集シ新年會ヲ 開催シ各自年度ノ收

すと雖其の效果實績の明著確全を期せんには必ず先づ此れが設備機關の十全完成を計らざる可からず然るに我埼玉縣下に於ける免囚保護の常設機關としては埼玉慈善會保護院及川越就實園の二あり前者は可なり長き歴史を有し且つ基礎も稍鞏固なるが如しと雖其の保護區域極めて狹隘にして只に出獄者の親族故舊無く又は自治の途無き特種僅少の者に對し直接保護の任に當り居たるに過ぎざりしが最近に至りて縣下に於ける斯業の狀況は此處一二ヶ月間に殆ど其の面目を一新せんとするの有機に在らんとす是れ素より時代の趨勢の然らしむる處にして早晚今日の盛況を見る可からんとするの機運に逢着し居たるに因るものと言ひ乍ら直接之れが勃發に對し一點火を投したる者は蓋し浦和監獄の現典獄白井勇松氏の與つて大なる盡力に歸せしめざるを得ざるべし
即ち白井典獄は着任後日子尙淺きにも拘はらず監獄事業と保護事業とは不離不二の干係に在る姉妹

事業にして保護事業の十全を見ざれば未だ行刑の眞目的を達し得ざるに至るものありとの氏の平素の持論と前任地等に於ける實際的經驗とに基き御祭的一時騒ぎの方法により只表面上の数字の多寡を争ふが如きは本事業の性質として採らざる處なれば最も穩健なる手段により永續的に其の實績を收めざるべからずとし先づ着任早々より新に出獄人の全數に對し其の所屬寺院に宛保護依頼狀を發送することゝなしたる處此の依頼狀はよく所期の如く一般寺院有志に採りて保護思想の喚起普及上に効を奏したるものと見え爾來所屬寺院住職等の該依頼狀に接するや態々監獄に出頭在監者を訪ひ且つ出獄後の保護監督の任を盡さんことを申出づるもの陸續として輩出するを見るに至れりと云ふ

更らに之れと同時に白井典獄は埼玉慈善會保護院をして其の事業を擴大し一層の成績を掲げしむ可く屢々自ら同院長大島寛爾氏を訪問鼓吹する處あり

りて遂に去る七月十三日を以て同院の臨時常議員會を開催するに至り典獄も亦之れに出席議員と其の意見を交換商議しかくて遂に左の如き決議事項を見るに至れり

常議員會決議事項

本院へ從來出獄人ニシテ親戚故舊ナク又ハ自活ノ途ナキモノニ對シ直接保護ヲ加ヘ之ニ産業ヲ授ケ改過遷善カクテ眞民ニ復歸セシムルヲ以テ主タル目的ト爲シタリ然レトモ今ヤ時代ノ趨勢ニ鑑ミ尙保護區域ヲ擴張シテ一般出獄人ニ對シ間接ニ保護ヲ爲スノ急務タルコトヲ認ムルカ故ニ大正二年七月十三日本院内ニ於テ常議員會ヲ開催シテ左ノ事項ヲ決議シ施行上ニ要スル諸般ノ設備成ルヲ待チテ實行スルコトナシ午後二時半頃散會シタリ

埼玉慈善會保護院

- 一 各宗宗務所宗務支所内ニ本院ノ支部ヲ設置シ一般出獄人ヲ間接ニ保護スルヲ以テ事業ノ目的ト爲ス
- 二 支部ノ名稱ハ埼玉慈善會保護院第一乃至第三十三支部ト稱シ表札ヲ掲クルコト
- 三 支部ニハ主任ヲ置キ其事務ヲ處理セシム
- 四 支部ノ主任ハ宗務所長又ハ其宗内ニ於テ指定シタルトキハ其指定シタルモノヲ以テ之ニ充ツ

保

護

五 支部ニハ被保護者ヲ收容セズ

但シ本部ノ請求ニ依リ又ハ支部ノ都合ニ由リ熟議ノ上極メテ少數(一人又ハ二人位)ヲ支部内ニテ臨時保護スルコトアルベシ

六 支部ニハ被保護者ノ名簿ヲ備置キ原籍、身分、職業、年齢、親族トノ關係、行狀、生計又ハ情願、訪問等ニ關スル事項ヲ隨時記入シ後日調査上ノ資ニ充ツ

七 支部ニ於テ取扱ヒタル被保護者ノ入出現在及狀況ハ月報トナシ毎月上旬本院ニ送致スルコト

八 支部ニ要スル事務費及被保護者訪問等ニ要シタル旅費ハ實費拂トナシ毎月本院ニ請求スヘシ

九 支部ノ數ハ可成的多キヲ希望スルモ先以テ左記三十三箇所ニ設置スルコトニ決ス

◎埼玉慈善會保護院支部

支部名稱	各宗宗務所所在地	宗派	寺號
第一支部	入間郡川越町	天台宗	中寺院
第二支部	北埼玉郡中條村	同	常光院
第三支部	大里郡妻沼村	眞言宗	歡喜院
第四支部	北蕨郡松伏領村	新義眞言宗	智山派
第五支部	北足立郡中丸村	同	靜命寺
第六支部	同郡殿町	同	三覺院
第七支部	北埼玉郡野村	同	金樂院

第八支部	北埼玉郡不動岡村	同	總願寺
第九支部	比企郡四吉見村	同	息障院
第十支部	北蕨郡郡吉川村	新義眞言宗	密嚴寺
第十一支部	北足立郡浦和町	同	豐山派
第十二支部	南埼玉郡越ヶ谷町	淨土宗	天福寺
第十三支部	入間郡三芳村	妙心寺派	多福寺
第十四支部	大里郡熊谷町	同	東漸寺
第十五支部	比企郡平村	同	寶聚寺
第十六支部	大里郡折原村	同	明善寺
第十七支部	兒玉郡越久村	同	大興寺
第十八支部	入間郡越生村	同	正法寺
第十九支部	秩父郡吉田村	同	永法寺
第二十支部	同郡影森村	同	金仙寺
第二十一支部	北埼玉郡田ヶ谷村	同	興龍寺
第二十二支部	大里郡幡羅村	同	國濟寺
第二十三支部	秩父郡尾田村	同	音樂寺
第二十四支部	北足立郡三橋村	同	永泉寺
第二十五支部	北埼玉郡羽生町	同	建福寺
第二十六支部	南埼玉郡須賀村	同	寶光寺
第二十七支部	入間郡川越町	同	養壽寺
第二十八支部	同郡梅園村	同	龍穩寺

第二十九支部 比企郡唐子村 同 淨空院
 第三十支部 大里郡熊谷町 同 報恩寺
 第三十一支部 秩父郡白川村 同 陽向寺
 第三十二支部 同郡吉田村 同 清泉寺
 第三十三支部 北足立郡戸田村 日蓮宗 妙顯寺

即ち新に三十三箇所の支部を設置し縣下九郡を通じて邊陲の地に至るまで保護機關の常設を見るに至りたる次第なり

又浦和監獄に在りては従前は監獄法施行規則第六十九條による警察署への保護通知は僅かに一部若年の者のみに限られたるが如きも白井典獄着任せられてより新に「在監者保護に關する取扱手續」を制定し

- (一) 受恩典者
- (二) 有賞表者
- (三) 改悛の狀ありと認めたる者但し保護の必要なしと認むる者を除く
- (四) 未成年者但必要なしと認むる者を除く
- (五) 偶發性の初犯者

各宗寺院僧侶の近時著しく保護事業に對し眞摯な態度を以て熱心に盡力活動せんとする意氣込の旺盛なるを認めずんばあらざることを附加して以て此の報導を終らんとす。



(六) 甲種教育(二十五歳未満者の教育)を施したる者の内必要ありと認めたる者

(七) 前各項の外必要と認むる者

等に對しても尙警察通報を發することとし大に其範圍を擴張せると同時に典獄は或は縣知事を訪問し或は警察署長と面談し以て明治四十四年十二月縣令を以て制定せられたる「埼玉縣出獄人保護規程」の運用をして一層緊切に且つ有効ならしむ可く助力せられんことを依頼する處ありたる由なり尙又川越分監に於ける少年出獄者の保護機關たる川越就實園は從來は其の會員の如きも單に本分監の吏員に限られ其の酬金を以て此れが資途に充て居たる程にて事業萎微として振はず人目を惹くに堪えざりしが白井典獄は今回廣く地方有志篤志者の間にも會員を募集して同園の發展を期するの畫策中なりと云ふ

以上は是れ我埼玉縣下に於ける保護事業の眞の一般概要に過ぎざるなり最後に一言當縣下に於ける

彙 報

●潜伏して再逃走を企つ

静岡監獄沼津出張所に於て刑執行中なる静岡縣富士郡大宮町阿幸番地不詳竊盜初犯懲役六月四片山市平明治二十七年生は炊夫就業中七月十四日午後五時三十分頃分房因に夕食を與ふる爲め看守附添配食中食器不足の爲め炊所より持參すべきを命せられ戒護者の不在を奇貨とし炊所内より鐵製釣釜の懸外しに用ゆるもの()を持出し板塀に寄掛け脱出せんとせしも意の如くならざるより再び炊所に入り味噌醸造用大桶の内に潜伏したり然るに一面附添看守は本人の來らざるを怪しみ炊所に引返し見れば本人は影さへ無し且炊所裏板塀に添ふて鐵釣の放棄しあるより既に外圍に脱出せしものと誤信し俄に騒立ちて他の職員と共に早速構外の搜查に努めたり潜伏せる市平は炊所に縮なきを見澄し

て大桶より匍匐出で燃料となすべき杉古丸太(長約八尺)二本を利用し貸與の三尺帶と手拭とを以て緊縛し之を第三號工場裏手外圍に掛渡し此より踰越逃走し北方四五丁の鐵道線路に向て直進したる恰も好し追跡捜査の看守之を認め逮捕したり

● 便所を破壊して逃走す

茨城縣久慈郡小里村大字小中千四百四十八番地平民建具職竊盜初犯懲役六月因齋藤秀吉明治二十八年十一月生は福島監獄中村出張所に於て刑執行中の處七月十二日第一工場裏打に就業中午後零時三十分頃便所に至り看守の隙を窺ひ便所罩丸隠しの所を破壊し便溜桶内に降り掃除口を破壊して脱出し南方外圍の板塀を踰越し逃走したりと
徳島縣板野郡一條村大字西條村六百三十七番平民前科八犯鶴飼鐵三郎當三十八年と宮城縣宮崎郡清武村大字本原平民刑事被告人高田健藏二十年の兩名は各竊盜被告事件に依り宮城監獄拘留監に拘禁

しありたる男浴衣一枚を竊取し逃走の場所を距る東方約六丁の處に到り連鎖を外し獄衣を浴衣に着換へ立去りし痕跡ありたりと

● 親族に見棄られ縊死す

大阪監獄堀川分監に拘禁中なりし竊盜初犯懲役六月因大阪府西成郡神津村大字三津屋七十七番邸島伊之助は入監以來行狀普通作業にも勉勵のものなりしに七月八日午前二時三十分頃其居房裏手の格子帶金に自己使用の兵兒帶を懸け縊死したり巡廻中の看守之を認むるや直に開扉して降下し人工呼吸を施し尙早速監獄醫の治療を受けしめたるも遂に蘇生するに至らざりし原因は不明なるも身體常に虚弱にして食慾進まず且つ幼時父母には死別れ兄弟あるも一回の音信だも無かりし等より推測すれば全く前途の頼りなきを悲觀して自殺を企つるに至りたるものならんと云へり

中の處兩名とも疥癬患者にて隔離の必要ありて同第二監第七房に收容しありたるが七月十八日午前四時四十五分頃昨夕來の激風雨に乗じ其居房圍の東側土臺石(同地産にして俗に砂石と稱へ容易に破壊す)を長一尺三寸餘の鐵棒を以て突破し横一尺五分縦九寸の穴を穿ち脱出して拘留監と女監との中板塀を足場として土塀を踰越して逃走せり其土臺石破壊の用に供したる鐵棒は浴場備付の火搔にして前日入浴の際看守の隙を竊ひ密かに房内に持込みしものなりと

神戸監獄に於て刑執行中なりし兵庫縣神戸市兵庫荒田町三丁目六番地平民大工職住居侵入十犯懲役二年竹内寅松明治十一年一月生は七月二日同監獄附屬官舎修繕の爲め外受刑者七名と與に看守三名の戒護の下に出役せし處寅松は作業の都合ありて單鎖の儘就業せしめつゝありしに同日午後二時二十五分頃戒護看守の隙に乗じ同所表門より脱出し逃走したるが第一號官舎裏手なる切戸内に乾燥

● 之も悲觀の極縊死す

群馬縣群馬郡明治村大字北下村五十五番地平民農前科二犯土井清太郎明治十八年六月十五日生は詐欺取財被告事件に依り七月四日前橋監獄高崎出張所に入監したるものなりしか同夜午後十一時五分頃同房者兩名の寢靜まりたるを見濟し居房と隣房との間なる羽目板に身を寄せ貸與の蒲團を卷きて足臺となし天井裏なる二本の電燈線に自己の禪を結付けて縊死せり自殺の原因に就ては明確ならざるも數日前實父と接見の際今回は四年の長期刑に處せられたるが父は老衰の身なれば再び社會にて相會する能はざるやも測り難し云々と談話したる事あるより察すれば悲觀の極此に至りたるものならんと云ふ

● 慚悔して自殺す

兵庫縣加東郡上東條村の内森村二十六番邸柴崎鹿

之助安政四年八月生は横領及衆議院議員選舉法違犯罪に依り懲役六月に處せられ神戸監獄に於て執行中の處本人は相當身分を有する者に就き入監當時より獨居監房に收容し封筒工に就業せしめありしに七月十日午後十二時十分頃其居房出入口の上部に設けある窓の鐵格子横棒に自己の三尺帶と褲などを連結したるものを打掛け作業用の箱を踏臺とし咽喉甲狀軟骨部を輪索に突込み縊死したり時恰も受持看守は鹿之助の居房に當り異様の音響あるを耳にし視察孔より此状態を認むるや直に扉扉を開き死體を降下し應急手當を加へたれども蘇生するに至らざりし是れ又自殺の原因は明瞭ならざるも當人の平生より見れば慚愧の念に驅られ死を決するに至りしものならんと云ふ

● 縊首せしも墜落し腦蓋を起して死す

德島監獄脇町出張所に拘禁中なりし竊盜罪刑事被

しめんと立上る利那傍聽席にありし一人の壯漢突然躍出て被告庄吉の背後より左手に被告の襟を掴み右手に約六寸の匕首を逆手に取り被告の右臀部を刺したり此有様を観るや戒護看守は透さず加害者に組付き同時に法廷取締巡查も之に力を併せ辛ふじて匕首を奪取り其場に於て取押へたり被告庄吉は不意の痛手に其場に倒れしも負傷は比較的輕微なりしと云ふ加害者は柘木縣河内郡富屋村大字徳次良百五十番平民農山口繁定二十七歳にして事の起りは加害者は正吉の妹サワの一子なるが正吉が兩度強盜罪を犯したるも血縁の間柄とて出獄後終身扶助すべきを約し再び犯罪を爲すべからずと懇々戒めたり正吉も亦其意に従ひ犯罪を爲さずと誓ひしにも拘らず今回三度強盜罪を犯して長刑に處せらるゝに至りたるより憤怒の餘事の茲に及びた次の第なりと

● 入監するや否や自殺す

告人德島縣三好郡辻町大字辻町五百八十一番邸藤川平藏安政五年八月生は七月十八日午前四時四十分頃蚊帳の縁の心なる麻紐を抜き取り之を天井裏の横木に吊り自己の兵兒帶を結付けて縊死を計りたるも麻紐細くして體量を支へ得ず紐は切斷して墜落したり受持看守は其物音を驚き駈付け見れば平藏は便所の上に仰向に墜れ居れるを認め直に救護に盡力したるも遂に死亡せり醫師の診斷にては吊紐の切斷に墜落したるも其殺那受けたる打撲に依り腦震盪を起し縊首と相待て死に至りたるものならんと云ふ原因は不明なり

● 被告法廷にて傍聽人に刺さる

七月十八日宇都宮地方裁判所刑事法廷に於ける出來事なりき宇都宮監獄刑事被告人柘木縣河内郡富屋村大字徳次良平民農前科強盜二犯山口庄吉嘉永六年六月生は同日看守に戒護せられ刑事法廷に入廷し式の如く懲役八年の宣告を受け看守は退廷せ

長野監獄上田分監刑事被告人新潟縣刈羽郡山横澤村乙ノ一平民農中村兼治明治二十四年二月生は強盜被告事件に依り七月二十四日入監したるものにして入監當時其舉動に何等怪しむべきも無かりしか如何かしたりけん同日午後四時過頃突然自己所有の兵兒帶を二重に首に巻き其兩端を左右の手に握りて引締め仰向となり縊死したり受持看守の之を發見するや直に應急手當を施したるも其甲斐なかりしと

● 犯罪學協會の成立

今回有志家の發起にて犯罪學協會を創立せしか同會は専ら犯罪及犯罪人に就き學術的に之を研究し法律其他社會諸方面に貢獻する所あらんとするにあり發起者には著名なる法律家醫學者及心理學者あり現時の我社會に取りては有益の學會たるへし今其會則を掲ぐれば

第一條 本會ハ犯罪及犯罪人ニ就キ學術的研究

ヲナシ法律社會教育及醫學等ノ諸方面ニ貢獻
スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ其目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業
ヲナス

一 毎年二月四月六月十月十二月ニ於テ例會
ヲ開キ會員相互ノ親和ヲ厚フシ且ツ斯學ニ
關スル攻究討議ヲナス

二 一般公衆ノ爲メ臨時講演會ヲ催シ或ハ實
際問題ニ就キ適宜ノ事業ヲナス

三 當分ノ内本會年報を刊行シ會員ニ頒ツ

四 研究上有益ト認メタル業績ハ臨時本會ノ
名ヲ以テ出版ス

第三條 本會會務ヲ掌理スル爲メ幹事二名ヲ置
キ會員中ヨリ互選ス

第四條 入會希望者ハ會員ノ紹介ニヨリ事務所
ニ申込ム可シ

第五條 在京會員ハ會費一ケ年金壹圓を地方會
員ハ金五拾錢ヲ前納ス可シ

第六條 本會事務所ハ假ニ府下田端三百三十四
番地杉江董方ニ置ク

尙同會は來十月新涼の候を期し斯學専門家の講演
會を開催し一般の聽講をも許す計畫なりと

● 司法部監獄公文

司法部會甲第二四三號

監獄會計事務章程附屬第二十七號書式物品出納簿ハ作業品中器具
器械及動物ニ付テハ當分ノ内其ノ單價及價額ノ登記ヲ省略スルモ
差支無之旨決定相成候ニ付右様御了知相成度依命此段及通牒候也

大正二年七月十四日

司法大臣官房會計課長 平野亮平

監獄 御中

司法部監甲第六七五號

監獄局監甲第六七五號
看守女監取締ノ宿料給與方ニ關シテハ其取扱區々ニ相成居候趣ノ
處看守女監取締ニシテ左記事項ニ該當スル者ニハ宿料ヲ給與スヘ
キ事ニ決定相成候條右様御了知相成度此段及通牒候也

大正二年七月二十九日 司法部監獄局長 谷田三郎

監獄 御中

一 監獄官舎ニ同居スル者

一 監獄官舎居住者ノ家族ニシテ該官舎ニ同居スル者

一 夫ハ看守ヲ妻ハ女監取締ヲ奉職シ又ハ一家族ニシテ二人以上
看守若クハ女監取締ヲ奉職シ同居スル者

司法部會甲第三五一號

寄附物件ヲ受領シタルトキハ其都度寄附者所在ノ地方廳へ通知相
成度依命此段及通牒候也

大正二年七月二十九日

司法大臣官房會計課長 平野亮平

監獄 御中

司法部會甲第三二五號

監獄會計事務章程附屬書式物品供用命令票及不用物品書留簿記載
方ノ件ニ付別紙甲號ノ通照會有之乙號ノ通回答致シ候條御了知相
成度此段及通牒候也

大正二年七月二十九日

司法大臣官房會計課長 平野亮平

監獄 御中

甲號

監發第一一三四號

監獄會計事務章程中左記之摩疑義相生シ候ニ付何分之御指示相成

度此段及御照會候也

大正二年七月十八日

安濃津監獄

典獄 鈴木信彌

司法部監獄局長 谷田三郎

司法部會計課長 平野亮平

一 第二十六號丁書式物品供用命令票ハ各專用者ニ對シ各種物品
ヲ混記且ツ繼續記入ノ様式トナリ居レリ然シテ下欄返還命令ハ
供用セル物品ノ幾部ヲ返還セシムル場合ニ於テ之レカ數量ヲ記
載スヘキ欄ノ設ケナシ右ハ其都度返還年月日欄内ニ其月日數量
ヲ記載スヘキモノナルヘキモ記帳混雜シ實行困難ナレハ各混記
シタル次ノ數量欄ニ記入スヘキヤ

一 第二十八號書式不用物品書留簿ハ當初引受ケタル物品ノ幾分
ヲ利用シ或ハ賣却スル場合ニ於テハ處分ノ都度命令ヲ受ケ願未
欄ニ記入シ整理スヘキモノナルモ記帳混雜シ實行困難ナレハ各
混記セル次ノ數量欄ニ記入整理スヘキヤ

乙號

司法部會甲第三二五號

監獄會計事務章程中ノ疑義ニ關シ監發第一一三四號御問合ノ件左
ニ

一 供用品中常ニ一部返還ノ必要アリト認ムヘキ物品ニ付テハ一
用紙一品目トシテ整理相成差支無之候但各品目混記シタル場合

ニ於テ或ル品目申一部ノ返還ヲ要スルモノアルトキハ更ニ供用年月日以下相當欄ニ其ノ返還スヘキモノヲ朱書シ返還命令ノ手續相成可然

一 不用物品申一部處分ヲ要スルモノアル場合亦前項ニ準シ處理相成可然

右主掌ノ件ニ付此段及回答候也

大正二年七月二十九日

司法大臣官房會計課長 平野亮平

安濃津監獄

典獄 鈴木信彌殿

典獄 鈴木信彌殿

典獄 鈴木信彌殿

司法省會甲第三六八號
明治三十七年司法省會檢甲第一〇七號訓令ニ基テ報告申ニハ往々ニシテ簡單ニ失シ單ニ檢査ノ概況ヲノミ記載スル向モ有之候處爾今其狀況及注意ヲ受ケタル事項等ハ詳細記載相成度依命此段及通牒候也

大正二年八月一日

司法大臣官房會計課長 平野亮平

裁判所

監獄

御中

司法省監囚第七八二號ノ一
監獄局監內第七八二號ノ一
福島監獄ヨリ小票ノ取監番號及拘留因取扱ニ付キ別紙甲號ノ通り

之ヲ要スルトセハ拘留因名籍ニハ小票ニ列擧セル如キ詳細ナル身上ノ調査ナキヲ以テ記入シ難シ依テ單ニ罪名利名刑期犯數ヲ記入スルノミナルヤ

乙號

司法省監囚第七八二號ノ一

監獄局監內第七八二號ノ一
監甲第六九六號ヲ以テ照會有之候本年六月司法省訓令第二號監獄統計小票取扱規程小票作製方ニ付キ御問合ノ趣キテ承右ハ左記ノ通り取扱相成度監獄統計ニ關スル事項ハ當局ノ所管ニ候條本官ヨリ及回答候也

一 小票ノ取監番號ニハ總テ干支ヲ附スヘキコト

二 拘留因ニシテ現實ニ本分監又ハ出張所ニ入監セシモノニ付テハ小票ヲ作製シ身上ノ調査ハ罪名利名刑期ノ記入ヲ以テ足

大正二年八月一日

司法省監獄局長 谷田三郎

福島監獄

典獄 山川一郎殿

司法大臣官文第二〇六號
房秘書課

各局課

司法省處務細則冊ノ通改正ス
右訓令ス

大正二年八月二日

司法大臣 松田正久

照會アリ乙號ノ通り回答致候ニ付テハ自今右ニ準シ御取扱相成此段及通牒候也

大正二年八月一日

司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

御中

(別紙)

甲號

監甲發第六九六號

大正二年六月二十六日

福島監獄

典獄 山川一郎

司法大臣官房秘書課長福井準造殿

本年六月司法省訓令第二號監獄統計小票取扱規程小票作成方ニ付左記ノ件疑義相生ノ候條至急御回答相成度此段及御問合候也

記

一 病者小票及出監小票ノ取監番號ハ年又ハ干支ヲ付セザレハ後日調査ニ困難ナリ故ニ小票ノ取監番號ニハ干支スヘキモノナリ

二 拘留刑ノ受刑者ハ從前ノ通小票ヲ作成スルニ及ハサルヤ若シ

司法省處務細則

第一條 局課長ハ官制及分課規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ局課一切ノ事務ヲ指揮監督シ書類ノ整理、執務ノ順序方法ヲ指示シ局課員ノ勤怠ヲ觀察スヘシ

第二條 局課長ハ其ノ局課員中職務ニ忠勤ナラス秘事緘默ニ愼密ナラスト認ムル者アルトキハ事懲ノ輕微ナルモノニ付テハ先少告戒ヲ加ヘ其ノ重大ナルモノ若ハ告戒スルモ尙改悛セザルモノニ付テハ大臣又ハ次官ニ具申スヘシ

第三條 局課員ハ各其ノ上官ノ指揮命令ヲ遵行シ常ニ事務ノ進捷刷新ニ勉メ事務繁劇ナルトキ又ハ至急ヲ要スル案件アルトキハ職務時限ノ内外ヲ問ハス何時ニテモ其ノ事ニ從フヘシ

第四條 局課員ハ局課長ヨリ事件ヲ受領シタルトキハ速ニ之ヲ處理スヘシ遲クトモ七日ヲ過クヘカラス但シ大臣若ハ次官ヨリ特ニ命令アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 事件煩雜ニシテ前條ノ期間内ニ處理スルコト能ハサルトキハ豫メ局課長ニ申出テ其ノ延期ヲ請フヘシ

第六條 局課長ハ主掌ノ事項ニ關シ大臣又ハ次官ノ決裁ヲ經テ照會回答及通牒ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ主掌ノ事項ニ付例規アルモノハ之ヲ專行スルコトヲ得

第七條 主掌ノ事項ニシテ他ノ局課ニ關係アルモノハ之ヲ合議スルコトヲ要ス

第八條 局課長ハ局課員中ヨリ往復主任者ヲ命シ文書ノ授受並日記

登錄等ノ取扱ヲ爲サシムヘシ
 第九條 書類ノ授受ハ局長又ハ復主任者若ハ其ノ代理者間ニ於テ
 逕付録ニ依ラズ直接ニ之ヲ爲スヘシ

第十條 局課ニ日記簿ヲ備ヘ置キ其ノ局課ノ主掌ニ係ル案件ノ終了
 ニ至ル迄ノ文書ノ發受其ノ取扱順序ヲ明白ニ登錄スヘシ
 第十一條 文書ニ附記スル番號ハ毎年之ヲ更新スヘシ
 第十二條 本省ニ到達スル文書ハ總テ大臣官房秘書課ニ接受シ課長
 之ヲ檢閲シ速ニ左ノ取扱ヲ爲スヘシ

一 親展文書

(イ) 大臣ニ宛テタルモノハ課長躬ラ之ヲ開封ス若專ラ局課
 主掌ノ事項ニ關スルモノナルトキハ更ニ封緘ヲ爲シテ其ノ
 局長ニ回附ス

(ロ) 次官ニ宛テタルモノハ封緘ノ儘之ヲ次官ニ差出ス

(ハ) 局長長其ノ他ニ宛テタルモノハ封緘ノ儘之ヲ各其ノ宛
 名ノ各員ニ回附ス

二 親展以外ノ文書

(イ) 大臣、次官又ハ本省ニ宛テタルモノハ開封ノ上之ヲ名
 主掌ノ局長ニ回附ス

(ロ) 局長又ハ局長長ニ宛テタルモノハ封緘ノ儘之ヲ其ノ局
 課ニ回附ス

第十三條 合議又ハ供閱ノ文書ハ之ヲ關係局課ニ順次逕送シ最終ノ
 局課ヨリ起案又ハ主掌ノ局長ニ返附スヘシ

チ爲シ其ノ原案ヲ返却シ來リタルトキハ速ニ終了ノ旨ヲ日記ニ
 登錄シテ之ヲ主筆閣ニ交付スヘシ

第二十一條 局課ニ於テ終了シタル文書ハ六月毎ニ之ヲ取纏メ番號
 件目ヲ掲ク六月迄ノ分ハ其ノ年十二月迄十二月迄ノ分ハ翌年
 六月迄ニ大臣官房秘書課ニ回附スヘシ

第二十二條 局課間ニ於ケル交渉又ハ通知ノ事項ハ成ルヘク之ヲ口
 頭又ハ電話ヲ以テ處理スヘシ

第二十三條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ缺勤スルトキハ高等官ハ大臣
 へ判任官以下ハ其ノ屬スル局課ノ長へ届書ヲ提出スヘシ但シ疾
 病ノ爲缺勤日數七日以上ニ亘ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ更ニ
 届出ツヘシ

第二十四條 處務時限外ニ到來スル文書ヲ受附シ其ノ他緊急ノ事務
 ヲ處理スル爲判任官ヲシテ順次宿直セシム

第二十五條 大臣官房秘書課ニ本則第十條ニ掲グルモノノ外左ノ簿
 冊ヲ備フ

一 記録出納簿

二 記録目録

三 記録件名索引簿

第二十六條 大臣官房ノ計課ノ簿冊ハ本則第十條ニ掲グルモノノ外
 大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ備ヘ其ノ他ノ簿冊ハ課長之ヲ定
 ムルコトヲ得

附則

第十四條 大臣官房秘書課長ハ大臣又ハ次官ヨリ下附シタル文書中
 他ノ局課ノ主掌ニ屬スルモノハ之ヲ其ノ主掌ノ局長又ハ其ノ局
 課ノ長ニ回附スヘシ

第十五條 局課ニ於テハ大臣又ハ次官ヨリ下附シ若ハ大臣官房秘書
 課長ヨリ回附シタル文書ニ就キ審査立案ノ上大臣、次官ノ決裁
 ヲ請フヘシ但シ例規アルモノニシテ局長ノ專行シ得ルモノハ
 此ノ限ニ在ス

第十六條 局長調査済ノモノニシテ大臣、次官ノ決裁ヲ經ヘキ成
 案及其ノ閱覽ニ供スヘキ文書ハ之ヲ大臣官房秘書課長ニ回附ス
 ヘシ但シ急速ヲ要スルモノハ直ニ次官ニ提出スルコトヲ得

第十七條 大臣官房秘書課長前條ニ依リ受領シタル成案ノ決裁アリ
 タルトキ發送ノ要アルモノハ速ニ其ノ手廻ヲ了シテ之ヲ主掌局
 課長ニ返附スヘシ併開テ了シタル文書ニ付亦同シ

第十八條 秘密ヲ要スル爲又ハ其ノ事由ニ因リ特ニ主掌局課ニ
 於テ發送ヲ爲スチ要スル場合ノ外發送スヘキ文書ハ總テ之ヲ大
 臣官房秘書課ニ送付スヘシ

第十九條 成案及議錄ノ原稿其ノ他臨時謄寫ヲ要スル文書中其ノ局
 課限リ處理シ雖シト認ムルトキハ局長長ハ之ヲ大臣官房秘書課
 長ニ回附シ其ノ謄寫ヲ求ムルコトヲ得

第二十條 局課往復主任者ハ大臣官房秘書課ニ於テ文書發送ノ手續
 廢止ス

明治三十三年七月司法省庶第二七七號訓令司法省處務細則ハ之ヲ
 司法省訓令第六號

看守教習規則左ノ通相定ム
 大正二年八月九日 司法大臣 松田 正久

看守教習規則
 第一條 新ニ採用シタル看守ニハ二箇月以上學科及實務ニ就キ教習
 ヲ受ケシムヘシ但シ獄務ニ從事シタル經歷ヲ有スル者若ハ學術
 ノ素養アル者ニ對シテハ教習期間ヲ短縮シ又ハ教習科目ノ一部
 若ハ全部ヲ省略スルコトヲ得

第二條 教習ハ看守教習所ニ於テ之ヲ行フ但シ實務ノ教習ハ先任看
 守ノ部位ニ加ヘテ之ヲ行フコトヲ得

第三條 看守教習所ニ所長一人教官二人以上ヲ置キ典獄補及看守長
 ノ中ヨリ典獄之ヲ命ス必要ト認ムル場合ニ於テハ監獄醫教護師
 又ハ看守部長ヲシテ教習ヲ補助セシムルコトヲ得

第四條 教習ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 監獄法及監獄法施行規則
- 二 刑法及刑事訴訟法ノ大要
- 三 監獄ニ關スル諸法規ノ大要
- 四 會計法規ノ大要
- 五 看守ノ職務規程

六 官吏服務紀律

七 監獄ノ紀律及在監者ノ戒護拘禁ニ關スル事項

八 收監、釋放及指紋ニ關スル事項

九 作業ニ關スル事項

十 教誨及教育ニ關スル事項

十一 給養ニ關スル事項

十二 衛生及患者取扱方ニ關スル事項

十三 用度ニ關スル事項

十四 領置又ハ差入ニ係ル金品ニ關スル事項

十五 文書、記録ノ取扱記録、報告及統計ニ關スル事項

十六 非常事態ニ際シ處シル心得

十七 姿勢、禮式、服裝其ノ他紀律ニ關スル心得

十八 戒具使用方、消防演習、體操、擊劍、柔術

第五條 典獄ハ時々看守教習所ニ臨ミ教習ノ方法ヲ監督シ且教習中ノ看守ニ對シテ訓授スヘシ

第六條 教習ノ成績ハ便宜期間ヲ分チテ時々之ヲ試験シ仍教習期終了ノ際卒業試驗ヲ行フヘシ

第七條 教習ヲ受ケタル看守ト雖卒業試驗ニ合格シタル後ニ非サレハ本務ニ服セシムルコトヲ得ス

附則

明治三十一年內務省訓令第三十號ハ之ヲ廢止ス

會 報

監獄官練習所修業證書授與式

監獄官練習所修業證書授與式に就ては前號の本誌に掲載する所ありしが豫定の如く本月十五日を以て監獄協會樓上に於て之を舉行せり今其式場の状況を記せんに當日は午前九時三十分一同着席式場を開かれ先つ谷田練習所長より卒業生中島宇吉外六十四名に對し修業證書を授與せられ引續き挨拶を兼卒業生一同へ對する訓示的演述あり豊島參事官は講師總代として諄々と卒業生將來の覺悟を促せられ次で平沼檢事總長學問と實際との關係より説起して卒業將來の心得に就き懇切に教訓せらる、所あり卒業生總代中島宇吉答辭を陳へ了りて閉場せり來賓には平沼檢事總長小山次官を始めとし木名瀬森坪井加藤の四典獄並に豊野胤珍藤澤正啓兩氏其他各講師の出席あり式終りて後紀念として

叙 任

- 叙正八位 引野信夫
- 叙正八位 木島正三
- 叙正八位 香川又二郎
- 叙正八位 中村時夫
- 叙正八位 菅喜一郎
- 四級俸ヲ給ス 中村國吉
- 松江監獄詰ヲ命ス 田村長重
- 鳥取分監詰ヲ命ス 藤野亮道
- 依願免官 高坂堅造
- 浦和監獄詰ヲ命ス 稻垣兼太郎
- 任看守長 牛文一郎
- 九級俸ヲ給ス (休職)看守長
- 札幌監獄詰ヲ命ス 枇杷橋喜一
- 復職ヲ命ス (名古屋)看守長 島崎哲馬
- 名古屋監獄詰ヲ命ス 大渡市太郎
- 長野監獄詰ヲ命ス (盛岡)同 橋井吉治
- 盛岡監獄詰ヲ命ス 榎田長右衛門
- 樺戸監獄詰ヲ命ス 十九回ヲ給ス
- 任看守長 十級俸ヲ給ス
- 京都監獄詰ヲ命ス (盛岡)看守長 佐藤喜治
- 一關分監長ヲ命ス

一同の撮影を爲し來賓には茶菓卒業生一同には折詰の饗應ありたり當日は例に依り在京朝野の縁故ある各東京附近監獄の典獄をも招待する筈なりしも折節 有栖川宮殿下薨去の事あり加ふるに炎暑の候なるを以て此等の招待は之を見合せ極めて靜肅且質素に行はれたるものなりと云ふ左に平沼檢事總長豊島參事官の講演及谷田練習所長の挨拶兼訓示演説並卒業生總代答辭を掲ぐ

平沼檢事總長祝辭

本日監獄官練習所の第五回修業證書授與式を舉行せらるゝに當りまして、諸君の歸任を送りまする爲めに茲に無辭を呈しますることは最も欣幸とする所でございます。

唯今谷田練習所長より誠に懇篤なる訓戒の御辭がございまして、私共も誠に練習所長の申されましたことには御同感でございまして、諸君が練習所に於きまして練習せられたる所を實際に應用せられて、將來益々監獄事業の革新を圖られるといふことは自分の責任とせられなければならぬ所でございまして、此事に付きまして私も聊か自分の考へて居ることを申上げまして、諸君の御參考に供したいと思ふのでございます。

昔から學者といふものと實際家といふものがございまして、是は今

日でも矢張り學者と云へば學問を業とする者でございませう。又實際家と云へば事業を経営する者でございませう。是は昔でもある今でもあるのでございませうが、いつの世の中に於きましても學問を業とする者と實際事業の經營に當る者と分れて居ります。此間は是は事實である、先づ専門と申しませうか、宛に角をせん、分業になつて居るといふことは是は事實でございませうが、併ながら唯是は分れて居りまして其間に聯絡が無かつたならば學問も役に立たない、又實際の事業の經營も其くは往かないのであらうと考へます、二つのものが分れるといふことは是は已むを得ぬこととございませうが、併ながら其間に聯絡を缺くといふことは一つの弊である。自分は考へて居るのでございませう、學問と申しますれば儒者に言はせましたならば、道を學び、道を開ふといふことである、事業と云へば其道を行ふといふことである、元來道を學び、道を開ふといふことは之を實際に行ふ爲めである、道を開ふ、道を開ふ者は必ずは道を行はなければならぬのであります、唯學問をして之を行ふことが出来ぬといふことではありません、是は眞に學問をした者といふことは出来ないのであります、それから又道を行ふには其前提として必ず道を開ひ、道を開ふといふことがなければ相成らないので、決して學問に通じて居る人でありませむければ之を行ふといふことは到底出来ないであります。成程昔から目に一丁字なくして誠に立派に事業をやりまして成功いたしました人は澤山ございませう、併し是は眞に成功して居るのでありますれば必ず

是は學問をした人に相違ない、學問をするに云ふて必ず本を讀んだり字を書いたりすることでない、又目に一丁字はございませぬでも其實は學んで居る人に相違ないのでございませう、此學問と事業との間の聯絡といふものは誠に密接なもので、離るべからざるものである、學問は事業の前提である、事業は學問の結果である、決して二者相離るゝことは出来ぬものと自分は考へて居るのであります、是の離れるといふことは先刻申します通り古今の通弊である、此弊を改めなければなりませぬ、昔儒者といふ一つの階級が出来ました、儒者と云へば書物を讀む、是が常態のやうになつて居りました、儒者といふことになつて居りました、是は宛に間違つた話でありまして、儒者と申しますものは決してさういふ者ではない、道を開ふて之を實際に行ふことが出来るから始めて之を儒者と稱する、唯學理だけ研究いたしました之を行ふと否と別論であるといふやうなことでございませぬならば、之を眞の儒者學者と稱することは出来ないのである、それから又實際事業に當つて居る人が、イヤ自分は實際に精通して居る、學問などははしくても宜い、實際家を以て自ら任じて、さうして學問の方は輕んずるといふやうな弊もございませぬが、是も亦甚だ見當の違つた話でございませう、若し眞に實際に精通して事業に成功することが出来る人ならば、唯今申します通り學問をして居る人ではなければならぬ、若し學問をして居りませぬ人でありましたならば、成程大抵なことは都合好く成功も致しませ

せうけれども、少し事が込入つて参りますれば忽ち墜跌するに極つて居る、おれは勇氣がある、ナニ學問などは要らぬ、何んでもやり附けて仕舞ふといふ人は、大抵な所までは往けませうが、事がむづかしくなるさういふ勇氣では逆もいかない、是は雙勇であります能く斷ずると申しました所が是は暴斷で役に立たない、斯の如き次第でございませう、からして學問と事業との聯絡といふものは何時

いといふことを言はれましたならば、是は大變な間違ひである、一體學問といふけれども矢張り經驗に基いて居るものである、空理空談は別でございませうが、實學は經驗を礎として居るものである、經驗に依つて多年研究を致しました結果といふものが學問になるのであります、若し實際家が おれは經驗がある、學問にせぬとて宜い、斯う申しましたならば、是は口には經驗を貴ぶといふことを言ひながら、其實經驗といふものを卑んで居ると同じ結果になる、如何に實際家が經驗を重ねました所が、永くても二十年か三十年の

此監獄官練習所に於きまして先年來各監獄より講習生を招集せられまして、之に業を授けらるゝことになつて居ります、是は宜し學問をさせる爲めである、決して空理を談ずる場所ではない、實學を研究いたします所でございまして、此練習所に於て學ばれました所を實際に應用せしむるといふのが、要するに目的である、總ての學問の目的も左様でございませう、此監獄練習所に於きまして業を授けるのも其目的とする所は之に外ならないのであらうと信じます、諸君は其心得を以て常に學問と事業との間の聯絡といふものを取られまして、互に離れないやうに御氣を御附け

なる間に諸君に知らせるのであります、是は誠に諸君に取つては幸福な話で、逆も自分一代では経験の上で研究の出来ませぬことを僅な時間の中に諸君の頭に注ぎ込んで貰ふのでございませぬ、成程演壇で講師の言はれますことは言葉に表はしたら極く短いか知れませぬけれども、仔細に探究いたして見ましたならば承い間の経験である、即ち爰で學ばれる所は研究に研究を重ねた本柄経験に経験を重ねました結果である、自分一代で僅な時間経験い

なることが大切であらうかと考へます、能く人が申しませうが、一體事業といふものは経験に依らなければならぬ、固より其通りである、唯今豐島講師よりも其事を申されましたが、誠に其通りであります、多年の経験を積みまして始めて立派に事業が出来るのである、併ながらおれは経験を積んで居るからして學問にせぬでも宜し

なる間に諸君に知らせるのであります、是は誠に諸君に取つては幸福な話で、逆も自分一代では経験の上で研究の出来ませぬことを僅な時間の中に諸君の頭に注ぎ込んで貰ふのでございませぬ、成程演壇で講師の言はれますことは言葉に表はしたら極く短いか知れませぬけれども、仔細に探究いたして見ましたならば承い間の経験である、即ち爰で學ばれる所は研究に研究を重ねた本柄経験に経験を重ねました結果である、自分一代で僅な時間経験い

たしたことに比しますれば、誠に立派なもの云はなければならぬでございませうからしておれば経験から事をやるのである、學問などはいらぬといふやうな考は非常な間違ひであるといふことを能く御心得にならなければならぬ。若し學問といふものが單純な學理である、徒らに放談放論するに止まるといふものなれば、是は輕蔑なすつても宜しいが、所謂實學——經驗に基いた學問である以上は、飽までも之を尊重して、之を實際に應用するといふことを力めなければならぬのであります。此練習所に於きまして諸君に業を授けらるゝ所の趣意は此に在るといふことを能く腹に入れて、御師任の後は練習所長より訓戒せられたる通り益々奮つて其學び得たる所を實際に應用して事業の發展を圖り、監獄事務の改良を努むるといふことに致したいと希望を致すのでございませう。

諸君が此練習所で學ばれた時間といふものはさう長い時間では固よりないのでございませう、各々には實務に従事せられて居る人でありませうから、さう永い間練習所に在學するといふことも許さないのでございませう、併ながら時の短いといふことは必ず分量の少いといふことを意味するのではないのでございませう。幾ら時を長くしく頭を突込むといふことがなかつたならば何にもならないのであります、昔の人が心をを用ふるに、心が純でなければならぬといふことを言ふて居りまするが、眞に其通りで、假令此短日月の間の事

まして、御歎びを申上ぐるといふことは甚だ我々の満足いたしませう所でございませう。

此度びの講習は行政の整理、經費の節減を斷行するに當つて行はれましたので、其時機は全く當を得た所であるを考へます、諸君が任に歸られた後に行刑事務の改良を圖るに助けになる所の講習を遂げられたといふことは私の信じて疑はざる所でございませう。さて監獄の行政と申しますものは他の助長行政の如きものと異りなりまして國家の秩序を維持する爲めに行はるゝ所のものでもあります、其性質は司法の事務と餘程接近して居ることを考へます、國家の續く限りは此監獄行政なるものは消滅することはないのでございませう、助長行政の如きものになりますれば、例へば河川の修理をするといふやうな一つの仕事を遂げればそれで消滅するものである、監獄行政は決してさういふことにはないので、即ち國家の基礎を成す所の仕事と考へます、斯の如き仕事の改良を圖るといふことは之を一時に遂げるといふことは出来ないものであります、どうしても永遠を期しなければならぬのでございませう、是に於きまして此事務の局に當りまする者は長く此職に安んじて、其職を樂しむといふことがなければならぬ譯である、永き経験を積まなければ此行刑の改良といふことを圖ることは出来ないものでございませう、諸君が今回講習を遂げられたと云つて、それで充分なる目的を遂げるといふことは出来ない、此講習の目的は尙ほ諸君が將來永き経験を積まむことを希望して居るものと考へます、現に監獄事

業でございませう、各自心を用ふるに、各々が純でありましたならば必ず其得る所は多いのであります、斯ういふ話も諸君が御承知でありませうが、十八史略を一部熟讀いたしまして古今の成敗を誠に詳細に論じまして、其道の碩學高儒を驚かしたといふ話がある、十八史略一部に誠に學問をするといふ上から申しましたならば、心ば僅なものでございませう、併ながら之を熟讀いたしましたして、心を用ふるに極めて純でありましたならば、唯今申しまする通り其道の大學者を驚かすだけの學問が出来るのである、決して時の短いといふことを以て其學ぶ所が足りないといふことは許さないものであります、此練習所の講習時間は長くないといふ理由を持ちまして、自分の學ぶ所は不足にして居るから、之を實際に應用することはむづかしいなど、いふことは申すことは出来ませう、若し練習所に於きまして能く意を用ひて學ばれ、又師任の後反覆之を誦味いたしまして、其學問と事業との聯絡を能く計られましたならば必ず成功せらるゝに違ひない、即練習所長の希望せらるゝ所を充分に達せらるゝに違ひないに相違ないのであります。

仙島講師總代祝辭

諸君が此度びの講習を終はられました、各々任に歸らるゝに當り

務に就て樞要の地位に居られる方を御覽なさい、皆是等の諸君は永き経験を積んで其地位に立たれて、監獄事務に付て充分なる改良を企て、居らるゝのであります、諸君も斯くならなければならぬのである、唯一時の出世を焦つて、永き経験を抛つて仕舞ふといふやうなことは諸君の爲めに取らざる所でございませう。書經の中に皋陶が大禹に向つて言つて居る辭がございませう、厥身を慎んで修むること永きを思へといふのでございませう、此辭は古への聖賢が帝王に對して申しまするならば、長き政策を立てなければならぬといふ意味となりませうが、此辭を以て今回諸君に諭を致しまする時には、其職に長く安んじて、其職を樂しむやうにして功績を立てられなければならぬといふ辭となるを考へます、私は唯此古への聖賢の辭を以て諸君と別るゝに當つて謹んで垂したいと存じます。

谷田所長訓示演說

今日茲に第五回の監獄練習所の修業證書授與式を舉行するに當りまして、平沼檢事總長小山司法次官閣下を首めまして、閣下諸君の御來臨を得ましたことは、當練習所の誠に光榮と致す所でございませう、殊に時節柄晴暑の折柄、御多用に拘はらず御繰合せの上で御來臨を蒙りましたことは、重々難有い仕合せと存じまして、深く感謝を致します。

それから尙ほ感謝の意を表したいと存じまするのは講師諸君でございませう、當練習所の講師諸君は何れも皆職務を御當にな

つて居らせられる方々ばかりでございまして、他の學校等には授業の方も御臨りになつて居らつしやる方が多いのでございまして、然るにも拘はらず當練習所の爲めには以前から格別に御盡力を下さいまして、御多忙の中を拵げて御出で下さつて、御懇篤なる御教授に與つて居ります段は、是れ亦本協會の常に感謝致して居る所でございまして、茲に謹んで御禮を申し上げます。

御座に依りまして此監獄官の練習所も本固で五回の練習生を出すことになりまして、其数が一回より唯今に至りますまで四百人以上に亘りましたのでございまして、是等の修業生が監獄の事業に如何なる貢獻を致しましたか、其效果の程は唯今に至りますまではまだ著しく表には現はれて居りませぬが、必ずや講師諸君の御教訓が大に力があつて、我監獄界は之が爲めに漸次進歩發展の域に向ひつゝあることは疑ひな容れない所であるを考へるのでございまして。

それから今日修業證書を授與しました生徒諸君に送別のご辞として一言を呈しまするが、諸君の修業期間は僅に四ヶ月でありまして、誠に短いのであります、併しながら此間に於て諸君は從來嘗て聞かない所の學問上のこと、或は實際上のことを多くの熱心なる講師諸君から聞かれて、之に依つて種々新しい智識を得られたことと思ふのであります、又學科以外に於きましても種々の官衙其他の設備を見學せられて、之に依つて種々の経験を積まれたことであるを考へる、其外にも四ヶ月間此大都會にあつて種々の生活

關係を觀察せられたに、成つて、是れ亦大に知見を開かれたことであると思ふのである、諸君は此學校で得られた所の新智識、又學校以外に於て得られた所の種々の経験を、それ／＼仕地に持歸つて、之を以て監獄の爲めに革新的の仕事をなさるごいふことが、是れが即ち諸君の責任であるのである、我監獄協會が諸君に期待する所のものは則ち是であつた、諸君が又推選せられた所の典獄に答ふる所以も是であり、司法者に答ふる所も矢張り諸君が充分責任を自覺して改良進歩の爲めに努力せらるることにあると思ふのであります、私が此處で彼を申すまでもなく、現今の時代は革新的の時代である、政治上の事であつても、社會上の事でありまして、

經濟上の事、其他あらゆる思想界が將に一變せむとする時機に際會して居るのである、彼の行政整理の如きものも、是も畢竟革新的の時代の要求に應じて企てられた事に外ならぬのである、監獄事業の如きものも固より政治上の一つの機關であり、社會上の現象である以上は、此機運に免がることのないのば言ふを俟たない所である、諸君は即ち斯の如き時機に際して、新なる智識と新なる経験を有つてそれ／＼仕地に歸られて、新なる仕事に着手せらるべき人々である、能く此時勢の要求をさういふこと、諸君の責任をさういふことを自覺せられて、充分に是から努力せられ、さうして此事業の爲め、國家の爲めに盡瘁せられむことを希望するのであります、監獄の事は是まで餘り世間には知られて居らぬ、又監獄官自身も兎角世の中から退いて居つて、社會の機運には遅れ勝て

あるのである、遅れ勝であるが、故に監獄事業が兎角世の中の進運に伴はないやうな傾があつたのであります、併ながら今日の世に於ていつまでも舊態を墨守して、唯舊慣を襲ふて居るごいふことを以て足れるべき譯ではないのでありますから、此度びの行政整理に於きましても他の方面に於ては總て消極的削減の事柄が實行せられて居るに拘はらず、我監獄部内に於ては一面には整理の爲めに官廳の廢合ご又官吏の減員ごいふことが大規模に行はれたにも拘はらず、他の一面に於ては或は典獄の待遇を良くし、或は新に典獄補なる高等官を設けられたのである、此の如きことは畢竟政府が監獄事業の重要なことを認め、殊に又監獄事業を進めに就ては新進有爲の人を入れなければならぬごいふ考から出たものご解釋しなければならぬのであります、ごうか諸君は此處等の所を能く考へられて、自ら改革の先鋒となつて之に當るごいふ覺悟を持たれむことを希望するのである、諸君は此二月に郷里を出た其頃には冬支度をして、冬の着物を被て此處に入場せられたのであるが、唯今は斯の如く暑くなつて、今度は夏の支度をなして夏の着物を被て國へ歸られるのである、此服裝が變つて來、氣候が變つて來て居るやうに、諸君の心持も全く新になり、以前國を出た時とは全く違つたと思はるゝやうにあらむことを冀ふて止まぬのである、いつまでも吳下の舊阿蒙であつてはならぬので、成程彼等は東京に行つて練習所に還入つて來た丈けに全く面目を一新したご言はるゝやうになつて、始めて諸君の面目も改まり、又我

々協會に於て事業を經營して居る者も、斯くあつてこそ始めて本懐に思ふのであります、又諸君が是から國へ歸らるれば、監獄の内は餘程變調を來たして居るのである、諸君が茲に在校中に吏員の大更迭が行はれて、諸君等の典獄の半分程は殆ど更迭になつて居る又課長なども非常な更迭があり、同僚であつた所の者が澤山罷めた人なぞがあるのであります、殆ど舞臺が一變して居るごいふことを見らるゝであらうと思ふのであります、諸君は今度新しい心持を有つて歸つて、新しい舞臺の上で仕事をなさる人でありますから、ごうか益々奮發をして、此處で習つた所の事を是から進んで追々に研究をし、之を實際に應用し、我邦の監獄事業の爲めに盡されて而して此練習所に在學をして居つた時期は僅に四ヶ月であるが此四ヶ月の在學が諸君の將來に大なる意義と効果を齎らさむことを希望します、之を送別のご辭と致します。

答 辭

維時大正二年七月十五日第五期監獄官練習生修業證書授與ノ盛典ヲ學ケラル閣下並ニ諸賢ノ寵臨ヲ辱フシ生等茲ニ卒業ノ榮ヲ得タリ願フニ生等一同重任ヲ帯ヒテ入所以來月ヲ閱スルコト四其間常ニ所長閣下ノ懇篤ナル訓示ト熱誠ナル講師各位ノ薫陶ヲ辱フシ一ハ以テ嶄新ナル學理ト實務ノ方策ヲ學習シ他ハ以テ人格陶冶ノ資ヲ授ケラル練習生一同通從ノ方針ヲ識リ今又所長閣下並ニ諸賢ノ懇篤ナル訓諭ヲ賜ハリ感激措ク所チ知ラス不日任ニ歸ルノ時各

自修習ノ本旨ト諸賢ノ高論トヲ體シ國家ノ爲メ拮据通勉益職務ニ
 盡瘁シ聊カ閣下並ニ講師各位ノ訓諭ニ副ハンコトヲ期ス一言燕辭
 ナ述ヘテ答辭トス
 大正二年七月十五日

修業生氏名

- 監獄官練習生總代 水戸監獄看守長 中 島 宇 吉
- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 吉橋 順平(小菅) | 西坂 照海(同) | 東方 政雄(東京) |
| 福島 三治(同) | 松田 正壽(市谷) | 本間 勲吉(葉鴨) |
| 千葉 貢(横濱) | 武笠龍太郎(浦和) | 山下進之輔(同) |
| 宮下 啓助(前橋) | 井上吉次郎(同) | 白坂 清千葉 |
| 須藤 藤吉(同) | 中島 宇吉(水戸) | 卜部 基(宇都宮) |
| 高坂 堅造(長野) | 深尾 政藏(甲府) | 長沼 房吉(静岡) |
| 稻井 智彦(名古屋) | 川瀬勝太郎(安濃津) | 梅津 幸市(藤所) |
| 根津鹿之助(岐阜) | 堀江藤次郎(福井) | 北村喜一郎(金澤) |
| 福村與三太郎(富山) | 渡輪市太郎(新潟) | 生天目升作(福島) |
| 阿部 年吉(宮城) | 鹿野正五郎(盛岡) | 那須 友次(山形) |
| 間山喜代太郎(青森) | 賀内 利吉(秋田) | 小川 信夫(京都) |
| 富松 聖治(大坂) | 岸田知太郎(同) | 井上松太郎(奈良) |
| 山本 淺吉(和歌山) | 須藤 穰(神戸) | 近藤貞三郎(岡田) |
| 雨村 信七(廣島) | 濱本 馬藏(鳥取) | 田村 長重(松江) |

法學士 廣中佐兵衛 述

貧民制度並救濟事業

實費金貳拾錢

郵税金四錢

本書ハ著者多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐
 米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述セシモノニシテ世
 間未タ此種ノ著書ニ乏シ因テ當協會ハ氏ニ請フテ
 之ヲ印刷ニ附シ實費ヲ以テ同好ノ士ニ頒ツ荷モ慈
 善救濟事業ニ志アルノ人士ハ勿論警察監獄ノ官吏
 並ニ免因保護事業ニ從事セラル、諸君ハ一本ヲ備
 ヘテ參考ニ資セラレシコトヲ

發行所

監獄協會

- 大伏 秀世(徳島) 金子 典(松山) 島村 四郎(高知)
- 寺島 太作(三池) 尾崎吉次郎(長崎) 壬生 積治(福岡)
- 古田 學(大分) 福岡 常一(佐賀) 清田 達三(熊本)
- 古賀 大藏(宮崎) 兒玉才左衛門(鹿児島) 仲地 清雄(沖縄)
- 藤田 純孝(札幌) 寺内 晃(看守) 齋藤 義一(十勝)
- 山吉馬之助(網走) 西村彌太夫(朝鮮總督府) 貞包 勝太郎(同)
- 中野 一郎(同) 岡田 瀧藏(同) 横山藤三郎(同)
- 植田喜太郎(臺灣) 末長忠五郎(同) 長 季實(關東都督府)

●本會の贈與

七月中に於て本會は會則第十一條に依り退職者古
 川利徳氏外百三十五名に對し各七圓以下を贈與し
 たり

新刊紹介

頃者警醒社より感化救濟法規類纂と題する冊子を
 發行せり小村正金氏の編纂に係り感化救濟事業に
 關する諸法規類を蒐集せられたるものにて斯業に
 從事せる人に頗る便利あるものなり

會費拂込注意

- 一 會費を振替貯金へ拂込まるる向きにして拂込
 まるるときわ必ず通知書の裏面通信文欄内へ年
 月人員壹人當りを記せられたし
- 二 金額五圓未満の會費を銀行に拂込る、よりも
 振替貯金へ拂込る、方便利なり振替貯金の口座
 番號は本誌表紙の裏面にあり就て看られたし

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口坐
番號
東京 貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(毎月十日毎切)

壹頁半頁

拾五圓八圓

但每號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正二年八月二十日發行

(定價金拾貳錢)

東京府豐多摩郡大久保町大字
西大久保三百八拾貳番地
編輯人 伊藤 俊光
東京市四谷區愛住町二番地
印刷人 磯村 政富
東京市麴町區下六番町十七番地
印刷所 同 勞舍
東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
發行所 監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所 東京書院